

開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

十二 設計 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第六項に規定する設計をいう。

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。

十六 建築主 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないて自らその工事をする者をいう。

十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定（同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士をいい。第五条の六第一項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第十三条の三第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）を含むものとする。

十八 工事施工者 建築物、その敷地若しくは工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をい

十九 都市計画 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画をいう。

二十 都市計画区域又は準都市計画区域 それぞれ、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域をいう。

二十一 第一種低層住居専用地域、第二種低層

住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地域、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、特定用途誘導地区、高度地区、高層住居誘導地区、高層住居地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区、それぞれ、都市計画法第八条第一項第一号から第六号までに掲げる第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、高層住居誘導地区、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地区、特例容積率適用地区、高層住居地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。

二十七 歴史的風致維持向上地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。

二十八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。)第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。

二十九 沿道地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画をいう。

三十 沿道地区整備計画 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号。以下「沿道整備法」という。)第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画をいう。

三十一 集落地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第五号に掲げる集落地区計画をいう。

三十二 集落地区整備計画 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。

三十三 地区計画等 都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。

三十四 プログラム 電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。

三十五 特定行政令 この法律の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(適用除外)

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡、名勝、天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二 旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によつて重要美術品等として認定された建築物

三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれららの規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に對しては、当該規定は、適用しない。

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に對しては、適用しない。

一 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例を改正する法令による改正（この法律に基づく命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する命令又は条例を制定することを含む。）後のこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する從前の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

二 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更 第一種低層住居専用地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域 商業地域、準工業地域 工業地域若しくは工業専用地域若しくは防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定若しくは変更、第四十二条第一項第一項、第五十二条第二項第二号若しくは第三号若しくは第八項、第五十六条第一項第二号イ若しくは別表第二備考三の号の区域の指定若しくはその取消し又は第五十二条第一項第八号、第二項第三号若しくは第八項、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ若しくは別表第二（ニ）欄の五の項に掲げ

る数値の決定若しくは変更により、第四十三条第一項、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十二条第一項、第二項、第七項若しくは第八項、第五十三条第一項から第三項まで、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項若しくは第六十一条に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限又は第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に相当する従前の制限に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

三 工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地

四 前号に該当する建築物又はその敷地の部分この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するに至つた建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

(建築主事又は建築副主事)

第五条 政令で指定する人口二十五万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務その他のこの法律の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務(以下この条において「確認等事務」という。)をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

二 市町村(前項の市を除く。)は、その長の指揮監督の下に、確認等事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。

三 市町村は、前項の規定により建築主事を置くときは、当該市町村の長は、建築主事が置かれる日の三十日前までにその旨を公示し、かつ、これを都道府県知事に通知しなければならない。

四 市町村が前項の規定により協議して建築主事を置くときは、当該市町村の長は、建築主事が置かれる日の三十日前までにその旨を公示し、かつ、これを都道府県知事の指揮監督の下に、第一項又は第二項の規定によつて建築主事

を置いた市町村(第九十七条の二を除き、以下の建築主事を置く市町村)といふ。)の区域外における確認等事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

第五条 第一項、第二項及び前項の建築主事は、市町村又は都道府県の職員で第七十七条の五十八第一項の登録(同条第二項の一級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。)を受けてい

る者のうちから、それぞれ市町村の長又は都道府県知事が命ずる。

第六条 第一項、第二項又は第五項の規定によつて建築主事を置いた市町村又は都道府県は、当該市町村又は都道府県における確認等事務の実施体

のうち建築士法第三条第一項各号に掲げる建築物(以下「大規模建築物」という。)に係るもの以外のものをつかさどらせるために、建築副主事を置くことができる。

第七条 前項の建築副主事は、市町村又は都道府県の職員で第七十七条の五十八第一項の登録(同条第二項の二級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。)を受けている者のうちから、

それぞれ市町村の長又は都道府県知事が命ずる。

第八条 特定行政庁は、その所轄区域を分けて、その区域を所管する建築主事(第七項の規定によつて建築副主事を置いた場合にあつては、建築主事及び建築副主事)を指定することができる。

(建築基準適合判定資格者検定)

第九条 建築基準適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物が第六条第一項の建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するため

に必要な知識について、国土交通大臣が行う。

第十条 前項の検定は、これを分けて一級建築基準適合判定資格者検定及び二級建築基準適合判定資格者検定を行う者の

第十一条 第七十七条の二から第七十七条の五までの規定の定めるところにより指定する者(以下「指定建築基準適合判定機関」という。)に、建築基準適合判定資格者検定の実施に関する事務(以下「建築基準適合判定事務」という。)を行わせることができる。

第十二条 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、前項に規定する国土交通大臣の職権を行うことができる。

第十三条 一級建築基準適合判定資格者検定は、一級建築士の設計に係る建築物が第六条第一項の建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するた

めに必要な知識について行う。

第十四条 二級建築基準適合判定資格者検定は、二級建築士の設計に係る建築物が第六条第一項の建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するた

めに必要な知識について行う。

第十五条 一級建築基準適合判定資格者検定は、一級建築士試験に合格した者でなければ受けることができない。

第十六条 二級建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者(市町村又は都道府県の職員である者を除く。)は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の受検手数料を、国(指定建築基準適合判定資格者検定機関

が行う建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者にあつては、指定建築基準適合判定資格者検定機関)に納めなければならない。

第十七条 前項の規定により指定建築基準適合判定資格者検定機関の収入とす

る場合においては、この限りでない。

第十八条 建築基準適合判定資格者検定機関が同項の建築基準適合判定資格者検定事務を行つた場合には、国土交通省に、建築基

築士の設計に係る建築物の計画について第六条の三第一項の構造計算適合性判定を行つたために

必要な知識及び経験について行う。

第十九条 構造計算適合判定資格者検定は、建築及

び行政に関し学識経験のある者のうちから、國土交通大臣が命ずる。

第二十条 国土交通大臣は、不正の手段によつて建築基準適合判定資格者検定を受け、又は受けようと認めた者に對しては、合格の決定を取り消し、又

はその建築基準適合判定資格者検定を受けることを禁止することができる。

第二十一条 國土交通大臣は、前項又は次条第二項の規定による处分を受けた者に対し、情状により、二年以内の期間を定めて建築基準適合判定資格者検定を受けることができないものとすることができる。

第二十二条 前項に定めるものを除くほか、建築基準適合判定資格者検定の手続及び基準その他建築基準適合判定資格者検定に関し必要な事項は、政令で定める。

(建築基準適合判定資格者検定事務を行う者の指定)

第二十三条 第七十七条の二から第七十七条の五までの規定の定めるところにより指定する者(以下「指定建築基準適合判定機関」という。)に、建築基準適合判定資格者検定の実施に関する事務(以下「建築基準適合判定事務」という。)を行わせることができる。

第二十四条 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、前項に規定する国土交通大臣の職権を行う

ことができる。

第二十五条 国土交通大臣は、第七十七条の十七の二第一項及び同条第二項において準用する第七十七条の三から第七十七条の五までの規定の定めるところにより指定する者(以下「指定構

造計算適合判定資格者検定機関」という。)に、構造計算適合判定資格者検定の実施に関する事務(以下「構造計算適合判定資格者検定事務」という。)を行わせることができる。

第二十六条 第五条の二第二項及び第五条の三第二項の規定は、構造計算適合判定資格者検定事務に

第五条の三第一項の規定は構造計算適合判定資格者検定事務に

第五条の二第二項及び第五条の三第二項の規定は、構造計算適合判定資格者検定機関に

第五条の二第三項の規定は構造計算適合判定資格者検定事務に

第五条の三第一項の規定は構造計算適合判定資格者検定事務に

造計算適合判定資格者検定について準用する。
この場合において、第五条の「第二項中「前条に
第九項」とあるのは、「第五条の四第五項において
準用する第五条第九項」と、同条第三項中
「第一項」とあるのは、「第五条の五第一項」と、
第五条の三第一項中「者（市町村又は都道府県
の職員である者を除く。）」とあるのは「者」と
読み替えるものとする。

（建築物の設計及び工事監理）

第五条の六 建築士法第三条第一項（同条第二項）

とする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしてようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びに基準法令の規定（以下「建築の敷設基準法令の規定」という。）その他の建築物の規定）に基づく命令及び条例の規定（以下「建築の敷設基準法令の規定」という。）

うとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。

3 建築士法第二条第七項に規定する設備設計又は書による同法第二十条の三第一項の建築物の工事は、設備設計一級建築士の設備設計（同法第三条第七項に規定する設備設計をいう。以下この項及び次条第三項第三号において同じ。）又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によらなければ、することができない。

4 建築主は、第一項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第三条第一項第三条の二第二項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

5 前項の規定に違反した工事は、することができない。

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しよう

二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの

三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しよ

の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

建築主事等は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造計算適合性判定をするものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。

建築主事等は、第四項の場合（申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準）に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有するところに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。において、第四項の期間内に当該申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造計算適合性判定をするものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。

2 治者との確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

3 前項の規定による指定は、二以上の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては国士交通大臣が、一の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にはあつては都道府県知事がするものとする。

第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が次条第一項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。

この場合において、第五条の一第二項中「前条
第九項」とあるのは、「第五条の四第五項において準用する
第一項」とあるのは、「第五条の五第一項」と、
第五条の三第一項中「者（市町村又は都道府県
の職員である者を除く。）」とあるのは「者」と
読み替えるものとする。

（建築物の設計及び工事監理）

**第五条の六 建築士法第三条第一項（同条第二項
の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第三条の二第一項（同条第二項において
準用する同法第三条第二項の規定により適用さ
れる場合を含む。以下同じ。）若しくは第三条の
三第一項（同条第二項において準用する同法
第三条第二項の規定により適用される場合を含
む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第
三条の二第三項（同法第三条の三第二項におい
て読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）
の規定に基づく条例に規定する建築物の工事
事は、構造設計一級建築士の構造設計（同法第
二条第七項に規定する構造設計をいう。以下こ
の項及び次条第三項第二号において同じ。）又
は当該建築物が構造関係規定に適合することを
構造設計一級建築士が確認した構造設計によら
なければ、することができない。**

とする場合においては、建築物が増築後における第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(二)の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法の規定」という)その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるもの(をいう。以下同じ)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)の確認(建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。)を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

うとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。

建築主事等は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができるない。

一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。

二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造設計を行つた場合において、当該建築物が構造設計規定期に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。

三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行つた場合において、当該建築物が設備設計規定期に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。

建築主事等は、第一項の申請書を受理した場合は、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物

該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

建築主事等は、第四項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。

第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。

第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第六項及び第七項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認）

第六条の二 前条第一項各号に掲げる建築物の計画（前条第三項各号のいずれかに該当するものを除く。）が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した

第一項の規定による確認の申請を受けた者は、同項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。

第一項の規定による指定を受けた者は、同項の確認済証又は前項の通知書の交付をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、確認審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

特定行政庁は、前項の規定による確認審査報告書の提出を受けた場合において、第一項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した同項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該確認済証は、その効力を失う。

前項の場合において、特定行政庁は、必要に応じ、第九条第一項又は第十項の命令その他の措置を講ずるものとする。

(構造計算適合性判定)

第六条の三 建築主は、第六条第一項の場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第一項第二号若しくは第三号に定める基準(同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準)に従つた構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限り規定するプログラムによるものに限り第二十条の規定の適用を受けない建築物について第八十六条の第七項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準(特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定構造計算基準」という。)に適合する場合における場合を含む。の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について第八十六条の第七項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準(特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定構造計算基準」という。)に適合する場合における場合を含む。の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について第八十六条の第七項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準(特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定構造計算基準」という。)に適合する場合における場合を含む。

審査又は前条第一項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。)を要するものであるときは、構造計算適合性判定(当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。)の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準(第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。)又は特定増改築構造計算基準(確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。)に適合するかどうかを、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等が第六条第四項に規定する審査をする場合又は前条第一項の規定による指定を受けた者が当該国土交通省令で定める要件を備える者である第七十七条の二十四第一項の確認検査員若しくは副確認検査員に前条第一項の規定による確認のための審査をさせる場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を受理した場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて当該都道府県に置かれた建築主事等が第六条第一項の規定による確認をするときは、当該建築主事等を当該申請に係る構造計算適合性判定に關する事務に從事させてはならない。

3 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の計画について第一項の構造計算適合性判定を行ふに当たつて必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に關して専門的な意見を有する者の意見を聴くものとする。

4 都道府県知事は、第一項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から十四日以内に、当該申請に係る構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の場合(申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準(第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に

六 都道府県知事は、第四項の場合において、申請書の記載によつては当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により延長した期間）内に当該申請者に交付しなければならない。

七 建築主は、第四項の規定により同項の通知書の交付を受けた場合において、当該通知書が適合判定通知書（当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）であるときは、第六条第一項又は前条第一項の規定による確認をする建築主事等又は同項の規定による指定を受けた者に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る第六条第七項又は前条第四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

八 建築主は、前項の場合において、建築物の計画が第六条第一項の規定による建築主事等の確認に係るものであるときは、同条第四項の期間（同条第六項の規定により同条第四項の期間が延長された場合には、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事等に提出しなければならない。

九 第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書及び第四項から第六項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

（建築物の建築に関する確認の特例）

第六条の四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は第二号に掲げる建築物の建築に対する第六条及び第六条の二の規定の適用については、

第六条第一項中「政令で定めるものをいう。」とあるのは、「政令で定めるものをいふ。」とある場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたとする。

一 第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（次号において「認定型式」という。）に適合する建築材料を用いる建築物

二 認定型式に適合する建築物の部分を有する建築物

三 第六条第一項第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの

前項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する政令のうち建築基準法の規定を定めるものにおいては、建築士の技術水準、建築物の敷地、構造及び用途その他の事情を勘案して、建築士及び建築物の区分に応じて建築主事等の審査を要しないこととしても建築物の安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規定を定めるものとする。

（建築物に関する完了検査）

第七条 建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査（建築副主事の検査にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。第七条の三第一項において同じ。）を申請しなければならない。

前項の規定による申請は、第六条第一項の規定による工事が完了した日から四日以内に建築主事等に到達するよう、しなければならない。

建築主事等が第一項の規定による申請を受理した場合には、建築主事等又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員（以下「この章において「検査実施者」という。）は、その申請を受理した日から七日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

検査実施者は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたとき

第九条の三 特定行政庁は、第九条第一項又は第二項の規定による（違反建築物の設計者等に対する措置）

十項の規定による命令をした場合（建築監視権）が同条第十項の規定による命令をした場合（を含む。）においては、国土交通省令で定めるところにより、当該命令に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人（請負工事の下請人を含む。次項において同じ。）若しくは当該建築物について宅地建物取引業に係る取引を行った宅地建物取引業者又は当該命令に係る浄化槽の製造業者の氏名又は名称及び住所その他の国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和二十四年法律第二百号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）の定めどおりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規

第九条の四 特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いづれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対し、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲

げる建築物その他政令で定める建築物の敷地構造又は建築設備（いずれも第十三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そ

のまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認められたもの、(二)、(三)を並びて二つ目

る場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対し、相当の猶予期限を付けて、該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとること

和（一十六年法律第二百十九号）第九十四条第一項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。
(報告、検査等)

3 特定建築設備等(昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等)をいう。以下この項及び次項において同じ。)で安全上、防火上又は衛生上特に重要なものとして政令で定めるもの(国等の建築物に設けるものを除く。)及び

特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正當な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けるに限る。）が著しく保安上危険であります、又は著しく衛生上有害であると認める場合には、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

第十一條 特定行政庁は、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途（いずれも第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により第三章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が公益上著しく支障があると認められる場合においては、当該建築物の所在地の市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止又は使用制限を命ずることができる。この場合においては、当該建築物の所在地の市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によつて補償しなければならない。

前項の規定によつて補償を受けることができるのは、その補償金額に不服がある場合において、その者は、その補償金額によつて通常生ずべき損害を時価によつて補償しなければならない。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けるないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合には、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

（第三章の規定に適合しない建築物に対する措置）

安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合は、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4 当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で
特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設
けるものを除く。）の所有者は、これらの特定
建築設備等について、国土交通省令で定めると
ころにより、定期に、一級建築士若しくは二級
建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受
けている者（次項及び第十二条の三第二項に
おいて「建築設備等検査員」という。）に検査
(これららの特定建築設備等についての損傷、腐
食その他の劣化の状況の点検を含む。)をさせな
れて、その結果を特定行政庁に報告しなければな
らない。

国 の 機 関 の 長 等 は 、 国 、 都 道 府 県 又 は 建 築 主 事 を 置 く 市 町 村 が 所 有 し 、 又 は 管 理 す る 建 築 物 の 特 定 建 築 設 备 等 に つ い て 、 国 土 交 通 省 令 で 定 め る こ と に よ り 、 定 期 に 、 一 級 建 築 士 若 し く は 二 級 建 築 士 又 は 建 築 設 备 等 檢 査 員 に 、 損 傷 腐 食 そ の 他 の 劣 化 の 状 況 の 点 檢 を さ せ な れ ば な ら な い 。 た だ し 、 当 該 特 定 建 築 設 备 等 (前 項 の 政 令 で 定 め る も の 及 び 同 項 の 規 定 に よ り 特 定 行 政 庁 が 指 定 す る も の を 除 く) の う ち 特 定 行 政 庁 が 安 全 上 、 防 火 上 及 び 衛 生 上 支 障 が な い と 認 め て 建 築 審 查 会 の 同 意 を 得 て 指 定 し た も の に つ い て は 、 こ の 限 り で な よ 。

第十一條 特定行政庁は、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途（いすれも第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により第三章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が公益上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の所在地の市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理業者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止又は使用制限を命ずることができる。この場合においては、当該

2 国都道府県又は知事等を置く市町村が所管する特定建築物の管理者である國、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第六条第二

5
べいしてば、この限りでない。
特定行政庁、建築主事等又は建築監視員は、
次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、
建築設備若しくは用途、建築材料若しくは建築
設備その他の建築物の部分（以下「建築材料
等」という。）の受取若しくは引渡しの状況
建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況
又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査（以下「建築物に関する調査」とい
う。）の状況に関する報告を求めることができ
る。

建築物の所在地の市町村は、当該命令に基づく措置によつて通常生ずべき損害を時価によつて補償しなければならない。

前項の規定によつて補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合において

項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要なものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。)のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建

理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者

者に対し、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況若しくは建築物に関する調査の状況に関する報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他の建築物に関する工事に関係がある物件、建築物に関する調査に関係がある物件若しくは型式適合認定等に關係がある物件を検査させ若しくは試験させ、若しくは建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは型式適合認定等を受けた者に對し必要な事項について質問させることができある。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事への報告)

国土交通大臣は、特定行政庁に対しても、都道府県知事は、建築主事を置く市町村の長に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は統計的資料の提出を求めることができる。

(特定行政庁等に対する指示等)

2 国土交通大臣は、都道府県の建築主事等の処分がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は都道府県の建築主事等がこれらの規定に基づく处分を怠つていてる場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるときは、当該都道府県知事に対しても、期限を定めて、都道府県の建築主事等に対し必要な措置を命ぜべきことを指示することができる。

3 都道府県知事は、市町村の建築主事等の処分がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は市町村の建築主事等がこれらの規定に基づく処分を怠つていてる場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるとときは、当該市町村の長に対して、期限を定めて、市町村の建築主事等に対し必要な措置を命ぜべきことを指示することができる。

4 國土交通大臣は、前項の場合において都道府県知事がそのすべき指示をしないときは、自ら同項の指示をすることができる。

5 都道府県知事又は市町村の長は、正当な理由がない限り、前各項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が行つた指示に従わなければならぬ。

6 都道府県又は市町村の建築主事等は、正当な理由がない限り、第一項から第四項までの規定による指示に基づく都道府県知事又は市町村の長の命令に従わなければならぬ。

7 國土交通大臣は、都道府県知事若しくは市町村の長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第一項の規定による指示に従わない場合又は都道府県若しくは市町村の建築主事等が正当な理由がなく、所定の期限までに、同項の規定による国土交通大臣の指示に基づく都道府県知事若しくは市町村の長の命令に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会に資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に係る必要な措置をとることができる。

8 國土交通大臣は、都道府県知事若しくは市町村の長がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠つて、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

9 國土交通大臣は、都道府県知事がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又はこれららの規定に基づく処分を怠つてゐる場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるときは、当該都道府県知事に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

10 都道府県知事は、市町村の長がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又はこれららの規定に基づく処分を怠つてゐる場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるとときは、当該都道府県知事に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

11 第四項及び第五項の規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、第五項中「前各項」とあるのは、「第八項から第十項まで又は第十一項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

12 国土交通大臣は、都道府県知事又は市町村の長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第一項の規定による指示に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に係る必要な措置をとることができることとする。

(国) 都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)

2 第十八条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、第六条から第七条の六まで、第九条から第九条の三まで、第十条及び第九十条の二の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第二十五回までの規定に定めるところによる。

第六条第一項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事等(当該計画が大規模建築物に係るものである場合にあつては、建築主事)に通知しなければならない。ただし、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合(当該増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平

方メートル以内である場合に限る。)において
は、この限りでない。

3 建築主事等は、前項の通知を受けた場合においては、第六条第四項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定(第六条の四第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定。以下この項及び第十四項において同じ。)に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めたときは、当該通知をした國の機関の長等に対し確認済証を交付しなければならない。

4 国の機関の長等は、第二項の場合において、同項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの前項に規定する審査をするものであるときは、当該建築物の計画を都道府県知事に通知し、構造計算適合性判定を求めなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準(第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分のうち前項に規定する審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。)又は特定増改築構造計算基準(同項に規定する審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。)に適合するかどうかを第六条の三第一項のただし書の国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等が前項に規定する審査をする場合は、この限りでない。

5 都道府県知事は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、当該都道府県に置かれた建築主事等が第三項に規定する審査をするときは、当該建築主事等を当該通知に係る構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。

6 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の計画について第四項の構造計算適合性判定を行ふに当たつて必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関する専門的な識見を有する者の意見を聴くものとする。

項及び第六項から第九項までの規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「第十八条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

(確認審査等に関する指針等)

第十八条の三 國土交通大臣は、第六条第四項及び第十八条第三項（これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する審査、第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査、第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定、第七条第四項、第七条の二第一項及び第十八条第十七項（これらの規定を第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査、並びに第七条の三第四項、第七条の四第一項及び第十八条第二十項（これらの規定を第八十七条の四及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下この条及び第七十七条の六十二第二項第三号において「確認審査等」という。）の公正かつ適確な実施を確保するため、確認審査等に関する指針を定めなければならない。

国土交通大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表されなければならぬ。

確認審査等は、前項の規定により公表された第一項の指針に従つて行わなければならぬ。

第二章 建築物の敷地、構造及び建築設備（敷地の衛生及び安全）

第十九条 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。ただし、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合においては、この限りでない。

2 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又は、みその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。

3 建築物の敷地には、雨水及び污水を排出し、又は処理するための適當な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。

第二回 4

（構造耐力）
二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水压並びに地震その他の震動及び衝撃に対し安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。
一 高さが六メートルを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に關して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。
二 高さが六メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号に掲げる建築物（高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これら建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関する政令で定める技術的基準に適合すること。
ト この場合において、その構造方法は、地震力によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。
ロ 前号に定める基準に適合すること。
三 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが十三メートル未満のものに適用する政令で定める基準に適合するものである場合においては、擁壁の設置その他安全上適當な措置を講じなければならない。

第二回 は 話 し の 2 四

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関する基準のいずれかに適合するものであることを。ト尔又は軒の高さが九メートルを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ-1 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他、政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合すること。

ロ 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法にして政令で定める技術的基準に適合すること。

ロ 前三号に定める基準のいずれかに適合すること。

前項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

（大規模の建築物の主要構造部等）

二十一條 次の各号のいずれかに該当する建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、その特定主要構造部を通常火災終了時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火の措置により終了するまでの間に通常要する時間をいう。）が経過するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために特定主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、その周囲に延焼防止上有効な空地で政令で定める技術的基準に適合するものを有する建築物については、この限りでない。

第三章 第二回 いとまちをなす國政の詐物の村の○ 三二一

三 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至つた際現に存在する道

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

五 土地を建築物の敷地として利用するため、土地を建築物の敷地として利用するため、

幅員四メートル以上のものに限る。)で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかるらず、同項の道路とみなす。

一 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道

二 地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道

三 第一項の区域が指定された際現に道路とされていた道

前項第三号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員四メートル未満の道については、第二項の規定にかかるらず、第一項の区域が指定期間に道路となっていた道

3 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該する建築物について、その用途、規模又は位臵の特殊性により、第一項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地又は道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。

- 一 特殊建築物
- 二 階数が三以上である建築物
- 三 政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物

第三章 地盤が定められる基準に適合するものであつて特定行政が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

四 共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

特定行政は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

(私道の変更又は廃止の制限)

第四十五条 私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第四十三条第一項の規定又は

2
道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定

6 定された際道路の境界線とみなされていた線を
その道路の境界線とみなす。
特定庁は、第二項の規定により幅員一
ハメートル未満の道を指定する場合又は第三項
の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得な
ければならない。

四 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計) 次号、第四節 第七節及び別表第三において同じ。)が千平方メートルを超える建築物その敷地が袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したもの)をいう。)にのみ接する建築物で、延べ面積が百五十平方メートルを超過するもの。(三百建ての住宅を除く。)

は同条第三項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政手続は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

若しくは変更又は第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至つた際現に建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線から水平距離二メートル（同項の規定により指定された区域内においては、三メートル）（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、二メートル）。以下の項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離二メートル未満で崖地、川、県境等也これらに類するものに当り、

(敷地等と道路との関係) 壁面線との関係等 第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるるもの）を除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に一メートル以上接しなければならない。

一 自動車のみの交通の用に供する道路

二 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路

前項の規定は、次の各号のいづれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地が幅員四メートル以上（道名

(その敷地が四メートル未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加)

第四十三条の二 地方公共団体は、交通上、安全上、防火上又は衛生上必要があると認めるときは、その敷地が第四十二条第三項の規定により水平距離が指定された道路にのみ二メートル（前条第三項各号のいずれかに該当する建築物で同項の条例によりその敷地が道路に接する部分の長さの制限が付加されているものにあっては、当該長さ）以上接する建築物について、各例で、その敷地、構造、建築設備又は用途に間にして必要な制限を付加することができる。

（道路内の建築制限）

第四一六条 特定行政区域に係るにおける施設の位置を整えその環境の向上を図るため必要な施設の位置を認めると場合においては、建築審査会の同意を得て、壁面線を指定することができる。この場合においては、あらかじめ、その地位に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。
前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、同項の規定による指定の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の三日前までに公告しなければならない。
特定行政庁は、第一項の規定による指定をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

3
ノ 線路敷地の他これらに類するものに付する場合においては、当該崖地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離四メートルの線をその道路の境界線とみなす。
特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については二メートル未満・三五メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線から水平距離については四メートル未満二・

その敷地が駅員四人「ハーリ」の道に近道として、該当するものを除き、避難及び通行の安全を確保する上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとして、その用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

第四十四条 建築物又は敷地を造成するための塹壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 地盤面下に設ける建築物

二 公衆便所、巡回派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行不許可の申請がないと認めて建築審査会の同意を得て

(壁面線による建築制限)
第四十七條 建築物の壁若しくはこれに代る柱又は高さ二メートルをこえる門若しくは高いは壁面線を越えて建築してはならない。ただし地盤面下の部分又は特定行政庁が建築審査会に同意を得て許可した歩廊の柱その他これに類するものについては、この限りでない。

第三節 建築物の用途

(用途地域等)

4 七メートル以上の範囲内において、別にその水
平距離を指定することができる。

その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

三 許可したもの
第四十三条规定第一項第二号の道路の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該道路に係る地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定めたもの

第四十八条 第二種低層住居専用地域においては、別表第二（い）項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定住宅政策が第一種低層住居専用地域における良好な

- 2 第二種低層住居専用地域内においては、別表建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

3 第一種中高層住居専用地域内においては、別表第二（は）項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

4 第二種中高層住居専用地域内においては、別表第二（に）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

5 第一種住居地域内においては、別表第二（ほ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

6 第二種住居地域内においては、別表第二（こ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

7 準住居地域内においては、別表第二（ど）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

8 田園住居地域内においては、別表第二（ち）項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- 9 近隣商業地域内においては、別表第一（一）りでない。

項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

10 商業地域内においては、別表第二（ぬ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認め、許可した場合においては、この限りでない。

11 準工業地域内においては、別表第二（る）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

12 工業地域内においては、別表第二（を）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めた場合においては、この限りでない。

13 工業専用地域内においては、別表第二（わ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認め、許可した場合においては、この限りでない。

14 第一種低層住居専用地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）の指定のない区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。）内においては、別表第二（か）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

15 特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可（次項において「特例許可」という。）

をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開によられ、また、いつ、甚しきに至る間も、事

- をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。

前項の規定にかかるわらず、特定行政庁は、第一号に該当する場合においては同項の規定による意見を聴取及び同意の取得を要せず、第二号に該当する場合においては同項の規定による同意の取得を要しない。

一 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転（これらのうち、政令で定める場合に限り）について特例許可をする場合

二 日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可（第一項から第七項までの規定のただし書の規定によるものに限る。）をする場合

特定行政庁は、第十五項の規定により意見を聴取する場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の三日前までに公告しなければならない。

（特別用途地区）

第四十九条 特別用途地区内においては、前条第一項から第十三項までに定めるものを除くほか、その地区的指定の目的のために建築物の建築の制限又は禁止に関する必要な規定は、地方公共団体の条例で定める。

2 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区的指定の目的のために必要と認められる場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、前条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。

（特定用途制限地域）

第四十九条の二 特定用途制限地域内における建築物の用途の制限は、当該特定用途制限地域に関する都市計画に即し、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

（用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限）

第五十条 用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限は、当該地域又は地区の指定の目的のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)
第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又は斎場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

六 居住環境向上用用途誘導地区内の建築物であつて、そ
つて、その全部又は一部を当該居住環境向上
用途誘導地区に関する都市計画において定め
られた誘導すべき用途に供するもの 当該居
住環境向上用途誘導地区に関する都市計画に
おいて定められた数値

七 特定用途誘導地区内の建築物であつて、そ
の全部又は一部を当該特定用途誘導地区に関
する都市計画において定められた誘導すべき
用途に供するもの 当該特定用途誘導地区に
関する都市計画において定められた数値

八 用途地域の指定のない区域内の建築物 十
分の五、十分の八、十分の十、十分の二十一、
十分の三十又は十分の四十のうち、特定行政
庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区
分して都道府県都市計画審議会の議を経て定
めるものの
前項に定めるもののほか、前面道路（前面道
路が二以上あるときは、その幅員の最大のも

3

第一項（ただし書を除く。）、前項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（第五十九条第一項、第六十条の二第二項及び第六十八条の九第一項に規定するものについて、建築物の容積率の最高限度に係る

7

第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域内の建築物（高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの（当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地面積が当該最低限度以上とのものに限る。第五十六条第一項第二号ハ及び別表第三の四の項において同じ。）を除く。）十分の四（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、十分の六）

6

3

8

の規定による当該各地域、地区又は区域内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該地域、地区又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。
その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物（居住環境向上用途誘導地区内の建築物）であつてその一部を当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの及び特定用途誘導地区内の建築物であつてその一部を当該特定用途誘導地区に關する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く。）であつて次に掲げる条件に該当するものについては、当該建築物がある地域に關する都市計画において定められた第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した

7

の規定による当該各地域、地区又は区域内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該地域、地区又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物（居住環境向上用誘導地区内の建築物）であつてその一部を当該居住環境向上用誘導地区に關する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの及び特定用途誘導地区内の建築物であつてその一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く。）であつて次に掲げる条件に該当するものについては、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあつては、当該都市計画において定められた数値から当該算出した数値までの範囲内で特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て別に定めた数値）を同項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び第三項から前項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下でなければならぬ。

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（高層住居誘導地区及び特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）又は商業地域（特定行政庁が都道府県

都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。) 内にあること。

(道路に接して有効な部分が政令で定める規模以上であるものに限る。)を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である。

建築物の敷地が、幅員十五メートル以上の道

一 当該建築物がある街区における土地利用の状況等からみて、その街区において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

二 以下この項において「特定道路」というのは、接続する幅員六メートル以上十二メートル未満の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分において接する場合における当該建築物に対する第二項から第七項までの規定の適用については、第二項中「幅員」とあるのは、「幅員（第九項の特定道路に接続する同項の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分にあつては、その幅員に、当該特定道路から当該建築物の敷地を除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路（第四十二条第一項第四号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）に接する場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第二項の前面道路とみなして、同項から第七項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

三 前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合には、特定期間が次に掲げる基準に適合すると認められると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、第二項から第七項まで及び第九項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

て確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。

ないこと。

い不燃建築物、前面道路の境界線が既に既存の壁面線の指定がある場合又は第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の

（一）本規定に基く例外で定める屋面の位置
制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わ
る柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを
超える門又は塀の位置を制限するものに限る。）
がある場合において当該壁面線又は当該壁面
位置の制限として定められた限度の線（以下こ
の項及び次項において「壁面線等」という。）
を越えないもの（ひさしその他の建築物の部分
で政令で定めるものを除く。）については、當
該前面道路の境界線は、当該壁面線等にあるも
とのみなして、第二項から第七項まで及び第九
項の規定を適用することができる。ただし、建
築物の容積率は、當該前面道路の幅員のメート
ルの数値に十分の六を乗じたもの以下でなけれ
ばならない。

前項の場合においては、当該建築物の敷地の
うち前面道路と壁面線等との間の部分の面積
は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しな
いものとする。

次の各号のいずれかに該当する建築物で、特
定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上
支障がないと認めて許可したものの容積率は、
第一項から第九項までの規定にかかわらず、そ
の許可の範囲内において、これらの規定による
限度を超えるものとすることができる。

（二）同一敷地内の建築物の機械室その他これに
類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面
積に対する割合が著しく大きい場合における
その敷地内の建築物

（三）建築物のエネルギー消費性能（建築物のエ
ネルギー消費性能の向上等に関する法律（平
成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第
二号に規定するエネルギー消費性能をいう。
次条第五項第四号において同じ。）の向上の
ため必要な外壁に関する工事その他の屋外に
面する建築物の部分に関する工事を行う建築
物で構造上やむを得ないものとして国土交通
省令で定めるもの

15 第四十四条第二項の規定は、第十項、第十一項又は前項の規定による許可をする場合に準用する。

第五十三条 建築物の建築面積（同一敷地内に二以上ある場合は、その建築面積の合計）の数倍に付する割合（以下「面積割」といふ）を定め、この割合を超過する場合は、その超過する部分の建築面積（以下「超過面積」といふ）の面積割に対する割合（以下「超過割」といふ）を算出し、この超過割をもつて、超過面積の建築面積割を算出する。

面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)は、次の各号に掲げる区分二三へ、当該「上二三」の文庫・昭二へは六

一一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、田園住居地域又は工業専用地域内の建築物 十分の三、十分の四、十分の五又は十分の六のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
二 第一種住居地域、第二種住居地域、準住宅地又は準工業地域内の建築物 十分の五又は十分の六又は十分の六のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
三 近隣商業地域内の建築物 十分の六又は十分の八のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
四 商業地域内の建築物 十分の八
五 工業地域内の建築物 十分の五又は十分の六又は十分の七のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
六 用途地域の指定のない区域内の建築物
一 分の三、十分の四、十分の五、十分の六又は十分の七のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
二 分の三、十分の四、十分の五又は十分の六又は十分の七のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの
三 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建築率に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の建築率は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の建築率の限度に十分の一を加えたものをもつて当該各号に定める数値とし、第一号及び第二号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に十分の二を加えたものをもつて当該各号に定める数値とする。

一 防火地域（第一項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が十分の八とされている地域を除く。）内にあるイに該当する建

築物又は準防火地域内にあるイ若しくはロの
いずれかに該当する建築物

止性能（通常の火災による周囲への延焼を防止するため）に壁、柱、床その他の建築物の部分（例えば石造りの玄関ドア）の耐火性

4

一 部分及び防火戸その他の政令で定める防火設備に必要とされる性能をいう。口において同じ)を有するものとして政令で定める建築物(以下この条及び第六十七条第一項において「耐火建築物等」という。)

口 準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有するものとして政令で定める建築物(耐火建築物等を除く。第八項及び第六十七条第一項において「準耐火建築物等」という。)

二 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するもの内にある建築物

隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限(隣地境界線に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び隣地境界線に面する高さ二メートルを超える門又は堀の位置を制限するものに限る。)がある場合において、当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物(ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。次項において同じ。)で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前三項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において同一の建築物が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものとの建蔽率は、第一項から第三項までの規定にかかるわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

三 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、第一項から第三項までの規定にかかるわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

一 特定行政庁が街区における避難上及び消火上必要な機能の確保を図るために必要と認めて前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合における、当該壁面線を越えない建

において同じ。)の規定によるそれぞれの建築物の容積率(当該特例敷地について現に次項の規定により特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率。以下この号において「基準容積率」という。)の限度を乗じて得た数値の合計以下であること。この場合において、当該それぞれの特例敷地が基準容積率に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたるときの当該基準容積率の限度は、同条第一項各号の規定による当該各地域又は区域内の建築物の容積率の限度にその特例敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものとの合計とする。

二 申請に係るそれぞれの特例容積率の限度が、申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率又は現に建築の工事中の建築物の計画上の容積率以上であること。

三 申請に係るそれぞれの特例容積率の限度が、申請に係るそれぞれの特例敷地における建築物の利用上の必要性、周囲の状況等を考慮して、当該それぞれの特例敷地にふさわしい容積を備えた建築物が建築されることにより当該それぞれの特例敷地の土地が適正かつ合理的な利用形態となるよう定められていること。この場合において、申請に係る特例容積率の限度のうち第五十二条第一項及び第三項から第八項までの規定による限度を超えるものにあつては、当該特例容積率の限度に適合して建築される建築物が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとなるよう定められていること。

4

四 特定行政庁は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるとこと。この場合において、申請に係る特例容積率の限度のうち第五十二条第一項及び第三項から第八項までの規定による限度を超えるものにあつては、当該特例容積率の限度に適合して建築される建築物が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとなるよう定められていること。

5

五 特定行政庁は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、特例容積率の限度、特例敷地の位置その他国土交通省令で定める事項を公示するとともに、国土交通省令で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

6

六 第三項の規定による指定は、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

七 第四項の規定により特例容積率の限度が公告されたときは、当該特例容積率の限度を第五十二条第一項各号に掲げる数値とみなして、同条の規定を適用する。

第五十七条の三 (高層住居誘導地区)

第八条の二

第九条の二

第十条の二

第十一条の二

第十二条の二

第十三条の二

第十四条の二

第十五条の二

第十六条の二

第十七条の二

第十八条の二

第十九条の二

第二十条の二

第二十一条の二

第二十二条の二

第二十三条の二

第二十四条の二

第二十五条の二

第二十六条の二

第二十七条の二

第二十八条の二

第二十九条の二

第三十条の二

第三十一条の二

第三十二条の二

第三十三条の二

第三十四条の二

第三十五条の二

第三十六条の二

第三十七条の二

第三十八条の二

第三十九条の二

第四十条の二

第四十一条の二

第四十二条の二

第四十三条の二

第四十四条の二

第四十五条の二

第四十六条の二

第四十七条の二

第四十八条の二

第四十九条の二

第五十条の二

第五十一条の二

第五十二条の二

第五十三条の二

第五十四条の二

第五十五条の二

第五十六条の二

第五十七条の二

第五十八条の二

第五十九条の二

第六十条の二

第六十一条の二

第六十二条の二

第六十三条の二

第六十四条の二

第六十五条の二

第六十六条の二

第六十七条の二

第六十八条の二

第六十九条の二

第七十条の二

第七十一条の二

第七十二条の二

第七十三条の二

第七十四条の二

第七十五条の二

第七十六条の二

第七十七条の二

第七十八条の二

第七十九条の二

第八十条の二

第八十一条の二

第八十二条の二

第八十三条の二

第八十四条の二

第八十五条の二

第八十六条の二

第八十七条の二

第八十八条の二

第八十九条の二

第九十条の二

第九十一条の二

第九十二条の二

第九十三条の二

第九十四条の二

第九十五条の二

第九十六条の二

第九十七条の二

第九十八条の二

第九十九条の二

第一百条の二

第一百一条の二

第一百十二条の二

第一百十三条の二

第一百十四条の二

第一百十五条の二

第一百十六条の二

第一百十七条の二

第一百十八条の二

第一百十九条の二

第一百二十条の二

第一百二十一条の二

第一百二十二条の二

第一百二十三条の二

第一百二十四条の二

第一百二十五条の二

第一百二十六条の二

第一百二十七条の二

第一百二十八条の二

第一百二十九条の二

第一百三十条の二

第一百三十一条の二

第一百三十ニの二

七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。	2 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。
(特定街区)	第六十条 特定街区においては、建築物の容積率及び高さは、特定街区に関する都市計画において定められた限度以下でなければならない。
2 特定街区においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、建築物の地盤面下の部分及び国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これらに類するものを除き、特定街区に関する都市計画における定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。	3 特定街区の内ににおいては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、建築物の地盤面下の部分及び国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これらに類するものを除き、特定街区に関する都市計画における定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。
3 前項各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。	4 都市再生特別地区内の建築物については、当該都市再生特別地区に関する都市計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項各号に掲げる数値(第五十七条の二第五十六条、第五十七条の四、第五十八条及び第五十九条の二第五十二条の三第一項及び第二項の規定は、適用しない。)とみなして、第六十条の三第二項の規定は、適用しない。

5 都市再生特別地区内の建築物については、当該都市再生特別地区に関する都市計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項各号に掲げる数値(第五十七条の二第五十六条、第五十七条の四、第五十八条及び第五十九条の二第五十二条の三第二項の規定は、適用しない。)とみなして、第六十条の三第二項の規定は、適用しない。	6 都市再生特別地区内においては、第一項第三号の規定による許可をする場合に準用する。
6 都市再生特別地区内においては、第一項第三号の規定による許可をする場合に準用する。	7 第四十四条第二項の規定は、第一項第三号の規定による許可をする場合に準用する。
7 第四十四条第二項の規定は、第一項第三号の規定による許可をする場合に準用する。	第八条の二の二 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の建蔽率は、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において建築物の建蔽率の最高限度が定められたときは、当該建築物については、この限りでない。
8 第八条の二の二 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の建蔽率は、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において建築物の建蔽率の最高限度が定められたときは、当該建築物については、この限りでない。	第九条の二の二 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、対象区域(都市再生特別地区を除く)の土地)とあるの(土地)とする。

9 第九条の二の二 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、対象区域(都市再生特別地区を除く)の土地)とあるの(土地)とする。	10 第六十三条 特定用途誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、対象区域(都市再生特別地区を除く)の土地)とあるの(土地)とする。
10 第六十三条 特定用途誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、対象区域(都市再生特別地区を除く)の土地)とあるの(土地)とする。	11 第六十四条 防火地域及び準防火地域内の建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる承認を得て、条例で、第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。
11 第六十四条 防火地域及び準防火地域内の建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる承認を得て、条例で、第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。	12 第六十五条 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されない区域にわ
12 第六十五条 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されない区域にわ	する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならぬ。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

13 第六十五条 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されない区域にわ	14 第四十四条第二項の規定は、第一項第三号又は第二項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。
14 第六十五条 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されない区域にわ	15 第五節 防火地域及び準防火地域
15 第五節 防火地域及び準防火地域	16 第六十二条 防火地域又は準防火地域内の建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる承認を得て、条例で、第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。
16 第六十二条 防火地域又は準防火地域内の建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる承認を得て、条例で、第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。	17 第六十三条 防火地域又は準防火地域内においては、建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならぬ。ただし、特

図るため、それぞれ合理的に必要と認められる限度において、同項に規定する事項のうち特に重要な事項につき、政令で定める基準に従い、行うものとする。

3 第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、当該条例の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定（第三項第一号及び第五号の規定に相当する規定を含む。）を定めるものとする。

4 第一項の規定に基づく条例で建築物の構造に関する防火上必要な制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。

5 市町村は、用途地域における用途の制限を補完し、当該地区計画等（集落地区計画を除く。）の区域の特性にふさわしい土地利用の増進等の目的を達成するため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、第一項の規定に基づく条例で、第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができること。

（再開発等促進区等内の制限の緩和等）

第六十八条の三 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区（都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区をいう。以下同じ。）又は沿道再開発等促進区（沿道整備法第九条第三項に規定する沿道再開発等促進区をいう。以下同じ。）で地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち建築物の容積率の最高限度が定められている区域内においては、当該地区計画又は沿道地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政府が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十二条の規定は、適用しない。

2 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区（地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち当該地区整備計画又は沿道地区整備計

画において十分の六以下の数値で建築物の建築限界の最高限度が定められている区域に限る。) 内においては、当該地区計画又は沿道地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十三条第一項から第三項まで、第七項及び第八項の規定は、適用しない。

3 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区(地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち二十メートル以下の高さで建築物の高さの最高限度が定められている区域に限る)内においては、当該地区計画又は沿道地区計画の内容に適合し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上の建築物であつて特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十五条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

4 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区(地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域に限る。第六項において同じ。)内においては、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第五十六条の規定は、適用しない。

5 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

6 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区内の建築物に対する第四十八条第一項から第十三項までの(これらの規定を第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用について、第四十八条第一項から第十一項まで及び第十三項中「又は公益上やむを得ない」とあるのは、「公益上やむを得ない」と認め、又は地区計画若しくは沿道地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該地区計画若しくは沿道地区計画における業務の利便の増進上やむを得ない」と、同条第十二項中「工業の利便上又は公益上必要」とあるのは「工業の利便上若しくは公益上必要と認め、又は地区計画若しくは沿道地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該地区計画若しくは沿

道地区計画の区域における業務の利便の増進によるを得ない」とする。

7 地区計画の区域のうち開発整備促進区（都市計画法第十二条の五第四項に規定する開発整備促進区をいう。以下同じ。）で地区整備計画が定められているものの区域（当該地区整備計画において同法第十二条の十二の土地の区域として定められている区域に限る。）内においては、別表第二（か）項に掲げる建築物のうち当該地区整備計画の内容に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第四十八条第六項、第七項、第十二項及び第十四項の規定は、適用しない。

8 地区計画の区域のうち開発整備促進区（地区整備計画が定められている区域に限る。）内の建築物（前項の建築物を除く。）に対する第四項、第十八項第六項、第七項、第十二項及び第十四項（これららの規定を第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用について、第四十八条第六項、第七項及び第十四項中「又は公益上やむを得ない」とあるのは、「公益上やむを得ないと認め、又は地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該地区計画の区域における商業その他の業務の利便の増進上やむを得ない」と、同条第十一項中「工業の利便上又は公益上必要」とあるのは、「工業の利便上若しくは公益上必要と認め、又は地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該地区計画の区域における商業その他の業務の利便の増進上やむを得ない」とする。

9 歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内の建築物に対する第四十八条第六項から第十三項まで（これらの規定を第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第四十八条第六項第一項から第十一項まで及び第十三項中「又は公益上やむを得ないと認め、又は歴史的風致維持向上地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致（地域歴史的風致法第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る上でやむを得ない」と、同条第十二項中「工業の利便上又は公益上必

「要」とあるのは、「工業の利便上若しくは公益上必要と認め、又は歴史的風致維持向上地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致（地域歴史的風致法第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る上でやむを得ない」とする建築物の容積率の特例）

（建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の四 次に掲げる条件に該当する地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画（防災街区整備地区計画にあつては、密集市街地整備法第三十二条第二項第一号に規定する地区防災施設（以下単に「地区防災施設」という。）の区域が定められているものに限る。以下この条において同じ。）の区域内にある建築物で、当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の内容（都市計画法第十二条の六第二号、密集市街地整備法第三十二条の二第二号又は沿道整備法第九条の二第二号の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」という。）を除く。）に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する第二号の条例の規定は、適用しない。

一 地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ 都市計画法第十二条の六、密集市街地整備法第三十二条の二又は沿道整備法第九条の二の規定による区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分した建築物の容積率の最高限度

ロ （1）から（3）までに掲げる区域の区分に従い、当該（1）から（3）までに定める施設の配置及び規模

(1) 地区整備計画の区域 都市計画法第十 二条の五第二項第一号に規定する地区整 備又は同条第五項第一号に規定する施設 設又は同条第四項第一号に規定する施設 設	(2) 防災街区整備地区整備計画の区域 密 集市街地整備法第三十二条第二項第二号 に規定する地区施設
(3) 沿道地区整備計画の区域 沿道整備法 第九条第二項第一号に規定する沿道地区 施設又は同条第四項第一号に規定する施設 設	

二 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例 で、前号イに掲げる事項に関する制限が定め られている区域であること。	二 前号イに掲げる事項（壁面の位置の制限 にあっては、地区整備計画又は沿道地区整備 計画に定められたものを含むものに限る。）につ いては、当該防災街区整備地区計画において定 められた建築物の容積率の最高限度を第五十二 条第一項第一号から第四号までに定める数値と みなして、同条の規定を適用する。
一 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例 で、前号イに掲げる事項に関する制限が定め られている区域であること。	一 特定建築物地区整備計画及び防災街区整備 地区整備計画（いすれも密集市街地整備法第 三十二条の三第一項の規定により、その区域 をそれぞれ区分し、又は区分しないで建築物 の容積率の最高限度が定められているものに 限る。）が定められている区域であること。

二 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例 で、前号イに掲げる事項に関する制限が定め られている区域であること。	二 前号イに掲げる事項が定められており、か つ、第六十八条の二第一項の規定に基づく條 例でこれらの事項に関する制限が定められて いる区域であること。
一 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例 で、前号イに掲げる事項に関する制限が定め られている区域であること。	一 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例 で、前号イに掲げる事項が定められており、か つ、第六十八条の二第一項の規定に基づく條 例でこれらの事項に関する制限が定められて いる区域であること。

二 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例 で、前号イに掲げる事項に関する制限が定め られている区域であること。	二 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例 で、前号イに掲げる事項（壁面の位置の制限 にあっては、地区整備計画又は沿道地区整 備計画に定められたものを含むものに限る。）につ いては、当該防災街区整備地区計画において定 められた建築物の容積率の最高限度を第五十二 条第一項第一号から第四号までに定める数 値とみなして、同条の規定を適用する。
一 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例 で、前号イに掲げる事項に関する制限が定め られている区域であること。	一 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例 で、前号イに掲げる事項（壁面の位置の制限 にあっては、地区整備計画又は沿道地区整 備計画に定められたものを含むものに限る。）につ いては、当該防災街区整備地区計画において定 められた建築物の容積率の最高限度を第五十二 条第一項第一号から第四号までに定める数 値とみなして、同条の規定を適用する。

（地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例）
認めるものについては、第五十六条の規定は、適用しない。

第五項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。) 又は地区整備計画

二 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域又は防災街区整備地区整備計画

三 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備計画

四 沿道地区計画 沿道再開発等促進区(沿道整備法第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。) 又は沿道地区整備計画

五 集落地区計画 集落地区整備計画

(予定道路の指定)

第六十一条の七 特定行政庁は、地区計画等に道路の配置及び規模又はその区域が定められている場合で、次の各号の一に該当するときは、当該地区計画等の区域において、地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して、政令で定める基準に従い、予定道路の指定を行うことができる。ただし、第二号又は第三号に該当する場合で当該指定に伴う制限により当該指定の際現に当該予定道路の敷地となる土地を含む土地について所有権その他の権利を有する者が当該土地をその権利に基づいて利用することが著しく妨げられることとなるときは、この限りでない。

一 当該指定について、当該予定道路の敷地となる土地の所有者その他の政令で定める利害関係を有する者の同意を得たとき。

二 土地地区画整理法による地区画整理事業又はこれに準ずる事業により主要な区画道路が整備された区域において、当該指定に係る道路が新たに当該区画道路に接続した細街路網を一体的に形成するものであるとき。

三 地区計画等においてその配置及び規模又はその区域が定められた道の相当部分の整備が既に行われている場合で、整備の行われていない道の部分に建築物の建築等が行われることにより整備された道の機能を著しく阻害するおそれがあるとき。

2 特定行政庁は、前項の規定により予定道路の指定を行う場合(同項第一号に該当する場合を除く。)においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

3 第四十六条第一項後段、第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合について準用する。

5 第一項の規定により予定道路が指定された場合において、建築物の敷地が予定道路に接するとき又は当該敷地内に予定道路があるときは、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該予定道路を第五十二条第二項の前面道路とみなして、同項から同条第七項まで及び第九項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち予定道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

6 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

(建築物の敷地が地区計画等の区域の内外にわたる場合の措置)

第六十八条の八 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の容積率の最高限度又は建築物の建蔽率の最高限度が定められた場合における、建築物の敷地が当該条例による制限を受けた区域の内外にわたるときは、当該条例で定められた建築物の容積率の最高限度又は建築物の建蔽率の最高限度を、それぞれ当該建築物の当該条例による制限を受ける区域内外にある部分に係る第五十二条第一項及び第二項の規定による建築物の容積率の限度又は第五十三条第一項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、第五十二条第七項、第十四項及び第十五項又は第五十三条第二項及び第四項から第六項までの規定を適用する。

第三章の二 型式適合認定等

(型式適合認定)

第六十八条の十 国土交通大臣は、申請により、建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分で、政令で定めるものの型式が、前三章の規定又はこれに基づく命令の規定(第六十八条の二十五第一項の構造方法等の認定の内容を含む。)のうち當該建築材料又は建築物の部分の構造上の基準その他の技術的基準に関する政令で定める一連の規定に適合するものであるとの認定(以下「型式適合認定」という。)を行うことができる。

2 型式適合認定の申請の手続その他型式適合認定に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 (型式部材等製造者の認証)

第六十八条の十一 国土交通大臣は、申請により、規格化された型式の建築材料、建築物の部分又は建築物で、国土交通省令で定めるもの(以下この章において「型式部材等」という。)の製造又は新築(以下この章において単に「製造」という。)をする者について、当該型式部材等の製造者としての認証を行う。

2 前項の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による認証をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(欠格条項)

第六十八条の十二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の規定による認証を受けることができない。

1 建築基準法令の規定により刑に処せられる者の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

2 第六十八条の二十一第一項若しくは第二項又は第六十八条の二十三第一項若しくは第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの（認証の基準）

第六十八条の十三 国土交通大臣は、第六十八条の十一第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の規定による認証をしなければならない。

一 申請に係る型式部材等の型式で型式部材等の種類ごとに国土交通省令で定めるものが型式適合認定を受けたものであること。

二 申請に係る型式部材等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が国土交通省令で定める技術的基準に適合していると認められること。（認証の更新）

第六十八条の十四 第六十八条の十一第一項の規定による認証は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。2 第六十八条の十一第二項及び前二条の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。（承継）

第六十八条の十五 第六十八条の十一第一項の認証を受けた者（以下この章において「認証型式部材等製造者」という。）が当該認証に係る型式部材等の製造の事業の全部を譲渡し、又は認証型式部材等製造者について相続、合併若しくは分割（当該認証に係る型式部材等の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認証型式部材等製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人が第六十八条の十二各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。（変更の届出）

第六十八条の十六 認証型式部材等製造者は、第六十八条の十一第二項の国土交通省令で定める

事項に変更（国土交通省令で定める軽微なもの）を除く。）があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（廃止の届出）

第六十八条の十七 認証型式部材等製造者は、当該認証に係る型式部材等の製造の事業を廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る第六十八条の十一第一項の規定による認証は、その効力を失う。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。（型式適合義務等）

第六十八条の十八 認証型式部材等製造者は、その認証に係る型式部材等の製造をするときは、当該型式部材等がその認証に係る型式に適合するようにならなければならない。ただし、輸出のため当該型式部材等の製造をする場合、試験的に当該型式部材等の製造をする場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第六十八条の二十一 國土交通大臣は、認証型式部材等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消さなければならぬ。（認証の取消し）

1 第六十八条の十一第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 当該認証に係る型式適合認定が取り消されたとき。

3 国土交通大臣は、認証型式部材等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

1 第六十八条の十六、第六十八条の十八又は第六十八条の十九第二項の規定に違反したとき。

2 認証型式部材等製造者は、国土交通省令で定めるところにより、製造をする当該認証に係る型式部材等について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。（表示等）

第六十八条の十九 認証型式部材等製造者は、その認証に係る型式部材等の製造をしたときは、これに当該型式部材等が認証型式部材等製造者が製造をした型式部材等であることを示す国土交通省令で定める技術的基準に適合していないと認める。（認証型式部材等に関する確認及び検査の特例）

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築材料、建築物の部分又は建築物に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。（外国型式部材等製造者の認証）

第六十八条の二十二 国土交通大臣は、申請により、国外において本邦に輸出される型式部材等の製造をする者について、当該型式部材等の外国製造者としての認証を行う。

2 第六十八条の十一第二項及び第三項並びに第六十八条の十二から第六十八条の十四までの規定は前項の認証に、第六十八条の十五から第六十八条の十九までの規定は同項の認証を受けた者（以下この章において「認証外国型式部材等製造者」という。）に、第六十八条の二十の規定は認証外国型式部材等製造者が製造をする型式に適合するものとみなす。

第六十八条の二十四 国土交通大臣は、第七十七条の三十六から第七十七条の三十九までの規定の定めるところにより指定する者に、型式適合

2 建築物以外の認証型式部材等で前条第一項の表示を付したもの及び建築物である認証型式部材等でその新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者によつて設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、第七条第四項、第七条の二第一項、第七条の三第四項、第七条の四第一項又は第十八条第七項若しくは第二十項の規定による検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。（認証の取消し）

第六十八条の二十三 国土交通大臣は、認証外国型式部材等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消さなければならない。（認証の取消し）

1 前条第二項において準用する第六十八条の十二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 当該認証に係る型式適合認定が取り消されたとき。

3 國土交通大臣は、認証型式部材等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

1 前条第二項において準用する第六十八条の十六、第六十八条の十八又は第六十八条の十九第二項の規定に違反したとき。

2 認証に係る型式部材等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、前条第二項において準用する第六十八条の十三第二号の国土交通省令で定める技術的基準に適合していないと認めるとき。

3 不正な手段により認証を受けたとき。

4 第十五条の二第一項の規定による報告若しくは虚偽の物件の提出をしたとき。

5 第十五条の二第一項の規定による検査若しくは試験を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

6 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

7 第十五条の二第一項の規定による検査又は試験に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査又は試験を受けた認証型式部材等製造者の負担とする。

（指定認定機関等による認定等の実施）

第六十八条の二十六 認証型式部材等製造者は、第六十八条の二十一第二項及び第三項並びに第六十八条の十二から第六十八条の十四までの規定は前項の認証に、第六十八条の十五から第六十八条の十九までの規定は同項の認証を受けた者（以下この章において「認証外国型式部材等製造者」という。）に、第六十八条の二十の規定は認証外国型式部材等製造者が製造をする型式に適合するものとみなす。

この場合において、第六

2 建築物以外の認証型式部材等で前条第一項の表示を付したもの及び建築物である認証型式部材等でその新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者によつて設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、第七条第四項、第七条の二第一項、第七条の三第四項、第七条の四第一項又は第十八条第七項若しくは第二十項の規定による検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。（認証の取消し）

1 前条第二項において準用する第六十八条の十六第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 当該認証に係る型式適合認定が取り消されたとき。

3 國土交通大臣は、認証型式部材等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

1 前条第二項において準用する第六十八条の十六、第六十八条の十八又は第六十八条の十九第二項の規定に違反したとき。

2 認証に係る型式部材等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、前条第二項において準用する第六十八条の十三第二号の国土交通省令で定める技術的基準に適合していないと認めるとき。

3 不正な手段により認証を受けたとき。

4 第十五条の二第一項の規定による報告若しくは虚偽の物件の提出をしたとき。

5 第十五条の二第一項の規定による検査若しくは試験を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

6 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

7 第十五条の二第一項の規定による検査又は試験に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査又は試験を受けた認証型式部材等製造者の負担とする。

（指定認定機関等による認定等の実施）

6 交通大臣は、当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとする。
7 国土交通大臣は、第七十七条の五十七の規定の定めるところにより承認する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価（外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。）の全部又は一部を行わせることができる。
7 外国において事業を行う者は、前項の承認を受けた者が作成した性能評価書を第一項の申請書に添え構造方法等の認定を申請することができる。この場合において、国土交通大臣は、当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとする。
(特殊構造方法等認定)

2 前項の建築協定書においては、同項に規定するもののほか、前条の条例で定める区域内の土地のうち、建築協定区域に隣接した土地であつて、建築協定区域の一部とすることにより建築物の利用の増進及び土地の環境の改善に資するものとして建築協定区域の土地となることを当該建築協定区域内の土地の所有者等が希望するもの（以下「建築協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

3 第一項の建築協定書について、土地の所有者等の全員の合意がなければならない。ただし、当該建築協定区域内の土地（土地区画整理事業法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する前後の土地）に借地権の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権の目的となつている土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

4 第一項の規定によつて建築協定書を提出する場合において、当該建築協定区域が建築主事を置く市町村の区域外にあるときは、その所在地の市町村の長を経由しなければならない。
（申請に係る建築協定の公告）

第七十一条 市町村の長は、前条第一項又は第四項の規定による建築協定書の提出があつた場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて、これを関係人の縦覧に供さなければならぬ。
（公開による意見の聴取）

第七十二条 市町村の長は、前条の縦覧期間の満了後、関係人の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。
建築主事を置く市町村以外の市町村の長は、前項の意見の聴取をした後、遅滞なく、当該建築協定書を、同項の規定による意見の聴取の記録を添えて、都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村の長は、当該建築協定書の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならぬ。
（建築協定の認可）

第七十三条 特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築協定を認可しなければならない。

二 第六十九条の目的に合致するものである」と。
三 建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められており、他の建築協定区域隣接地に係るものでないこと。
特定行政は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。この場合において、当該建築協定が建築主事を置く市町村の区域外の区域に係るものであるときは、都道府県知事は、その認可した建築協定に係る建築協定書の写し一通を当該建築協定区域及び建築協定区域隣接地の所在地の市町村の長に送付しなければならない。
第一項の規定による認可をした市町村の長又は前項の規定によつて建築協定書の写しの送付を受けた市町村の長は、その建築協定書を当該市町村の事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならぬ。
(建築協定の変更)
第七十四条 建築協定区域内における土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、前条第一項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があつた場合の措置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合においては、その旨を定め、これを特定行政に申請してその認可を受けなければならぬ。
四 前四条の規定は、前項の認可の手続に準用する。
二 前四条の規定は、前項の認可の手続に準用する。
第七十四条の二 建築協定区域内の土地(土地地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に對応する從前の土地)で当該建築協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、その借地権の目的となつていた土地(同項の規定により仮換地として指定された土地に對応する從前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定期間の土地から除外されるものとする)は、当該建築協定区域内の土地で土地地区画整理法第十九条第一項の規定により仮換地として指定された土地の利用を不當に制限するものでないこと。

れたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地整理法第九十三条第三項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるよう定められた土地としても定められなかつときは、当該土地は、土地整理法第二百三条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があつた日が終了した時において当該建築協定区域から除かれるものとする。

前二項の場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を特定行政庁に届け出なければならぬ。

特定行政庁は、前項の規定による届出があつた場合その他第一項又は第二項の規定により建築協定区域内の土地が当該建築協定区域から除かれたことを知つた場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。（建築協定の効力）

第七十五条 第七十三条第二項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による認可の公告（次条において「建築協定の認可等の公告」という。）のあつた建築協定は、その公告のあつた日以後において当該建築協定区域内の土地の所有者等（当該建築協定等となつた者（当該建築協定について第七十条第三項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の承継者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。）（建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続等）

第七十五条の二 建築協定区域内の土地の所有者（土地整理法第九十八条第一項の規定による建築協定の効力が及ばないものは、建築協定の認可等の公告があつた日以後いつでも、特定行

政
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
5510
5511
5512
5513
5514
5515
5516
5517
5518
5519
5520
5521
5522
5523
5524
5525
5526
5527
5528
5529
55210
55211
55212
55213
55214
55215
55216
55217
55218
55219
55220
55221
55222
55223
55224
55225
55226
55227
55228
55229
55230
55231
55232
55233
55234
55235
55236
55237
55238
55239
55240
55241
55242
55243
55244
55245
55246
55247
55248
55249
55250
55251
55252
55253
55254
55255
55256
55257
55258
55259
55260
55261
55262
55263
55264
55265
55266
55267
55268
55269
55270
55271
55272
55273
55274
55275
55276
55277
55278
55279
55280
55281
55282
55283
55284
55285
55286
55287
55288
55289
55290
55291
55292
55293
55294
55295
55296
55297
55298
55299
552100
552101
552102
552103
552104
552105
552106
552107
552108
552109
552110
552111
552112
552113
552114
552115
552116
552117
552118
552119
552120
552121
552122
552123
552124
552125
552126
552127
552128
552129
552130
552131
552132
552133
552134
552135
552136
552137
552138
552139
552140
552141
552142
552143
552144
552145
552146
552147
552148
552149
552150
552151
552152
552153
552154
552155
552156
552157
552158
552159
552160
552161
552162
552163
552164
552165
552166
552167
552168
552169
552170
552171
552172
552173
552174
552175
552176
552177
552178
552179
552180
552181
552182
552183
552184
552185
552186
552187
552188
552189
552190
552191
552192
552193
552194
552195
552196
552197
552198
552199
552200
552201
552202
552203
552204
552205
552206
552207
552208
552209
552210
552211
552212
552213
552214
552215
552216
552217
552218
552219
552220
552221
552222
552223
552224
552225
552226
552227
552228
552229
552230
552231
552232
552233
552234
552235
552236
552237
552238
552239
552240
552241
552242
552243
552244
552245
552246
552247
552248
552249
552250
552251
552252
552253
552254
552255
552256
552257
552258
552259
552260
552261
552262
552263
552264
552265
552266
552267
552268
552269
552270
552271
552272
552273
552274
552275
552276
552277
552278
552279
552280
552281
552282
552283
552284
552285
552286
552287
552288
552289
552290
552291
552292
552293
552294
552295
552296
552297
552298
552299
5522100
5522101
5522102
5522103
5522104
5522105
5522106
5522107
5522108
5522109
5522110
5522111
5522112
5522113
5522114
5522115
5522116
5522117
5522118
5522119
5522120
5522121
5522122
5522123
5522124
5522125
5522126
5522127
5522128
5522129
5522130
5522131
5522132
5522133
5522134
5522135
5522136
5522137
5522138
5522139
5522140
5522141
5522142
5522143
5522144
5522145
5522146
5522147
5522148
5522149
5522150
5522151
5522152
5522153
5522154
5522155
5522156
5522157
5522158
5522159
5522160
5522161
5522162
5522163
5522164
5522165
5522166
5522167
5522168
5522169
5522170
5522171
5522172
5522173
5522174
5522175
5522176
5522177
5522178
5522179
5522180
5522181
5522182
5522183
5522184
5522185
5522186
5522187
5522188
5522189
5522190
5522191
5522192
5522193
5522194
5522195
5522196
5522197
5522198
5522199
5522200
5522201
5522202
5522203
5522204
5522205
5522206
5522207
5522208
5522209
5522210
5522211
5522212
5522213
5522214
5522215
5522216
5522217
5522218
5522219
5522220
5522221
5522222
5522223
5522224
5522225
5522226
5522227
5522228
5522229
55222210
55222211
55222212
55222213
55222214
55222215
55222216
55222217
55222218
55222219
55222220
55222221
55222222
55222223
55222224
55222225
55222226
55222227
55222228
55222229
552222210
552222211
552222212
552222213
552222214
552222215
552222216
552222217
552222218
552222219
552222220
552222221
552222222
552222223
552222224
552222225
552222226
552222227
552222228
552222229
5522222210
5522222211
5522222212
5522222213
5522222214
5522222215
5522222216
5522222217
5522222218
5522222219
5522222220
5522222221
5522222222
5522222223
5522222224
5522222225
5522222226
5522222227
5522222228
5522222229
55222222210
55222222211
55222222212
55222222213
55222222214
55222222215
55222222216
55222222217
55222222218
55222222219
55222222220
55222222221
55222222222
55222222223
55222222224
55222222225
55222222226
55222222227
55222222228
55222222229
552222222210
552222222211
552222222212
552222222213
552222222214
552222222215
552222222216
552222222217
552222222218
552222222219
552222222220
552222222221
552222222222
552222222223
552222222224
552222222225
552222222226
552222222227
552222222228
552222222229
5522222222210
5522222222211
5522222222212
5522222222213
5522222222214
5522222222215
5522222222216
5522222222217
5522222222218
5522222222219
5522222222220
5522222222221
5522222222222
5522222222223
5522222222224
5522222222225
5522222222226
5522222222227
5522222222228
5522222222229
55222222222210
55222222222211
55222222222212
55222222222213
55222222222214
55222222222215
55222222222216
55222222222217
55222222222218
55222222222219
55222222222220
55222222222221
55222222222222
55222222222223
55222222222224
55222222222225
55222222222226
55222222222227
55222222222228
55222222222229
552222222222210
552222222222211
552222222222212
552222222222213
552222222222214
552222222222215
552222222222216
552222222222217
552222222222218
552222222222219
552222222222220
552222222222221
552222222222222
552222222222223
552222222222224
552222222222225
552222222222226
552222222222227
552222222222228
552222222222229
5522222222222210
5522222222222211
5522222222222212
5522222222222213
5522222222222214
5522222222222215
5522222222222216
5522222222222217
5522222222222218
5522222222222219
5522222222222220
5522222222222221
5522222222222222
5522222222222223
5522222222222224
5522222222222225
5522222222222226
5522222222222227
5522222222222228
5522222222222229
55222222222222210
55222222222222211
55222222222222212
55222222222222213
55222222222222214
55222222222222215
55222222222222216
55222222222222217
55222222222222218
55222222222222219
55222222222222220
55222222222222221
55222222222222222
55222222222222223
55222222222222224
55222222222222225
55222222222222226
55222222222222227
55222222222222228
55222222222222229
552222222222222210
552222222222222211
552222222222222212
552222222222222213
552222222222222214
552222222222222215
552222222222222216
552222222222222217
552222222222222218
552222222222222219
552222222222222220
552222222222222221
552222222222222222
552222222222222223
552222222222222224
552222222222222225
552222222222222226
552222222222222227
552222222222222228
552222222222222229
5522222222222222210
5522222222222222211
5522222222222222212
5522222222222222213
5522222222222222214
5522222222222222215
5522222222222222216
5522222222222222217
5522222222222222218
5522222222222222219
5522222222222222220
5522222222222222221
5522222222222222222
5522222222222222223
5522222222222222224
5522222222222222225
5522222222222222226
5522222222222222227
5522222222222222228
5522222222222222229
55222222222222222210
55222222222222222211
55222222222222222212
55222222222222222213
55222222222222222214
55222222222222222215
55222222222222222216
55222222222222222217
55222222222222222218
55222222222222222219
55222222222222222220
55222222222222222221
55222222222222222222
55222222222222222223
55222222222222222224
55222222222222222225
55222222222222222226
55222222222222222227
55222222222222222228
55222222222222222229
552222222222222222210
552222222222222222211
552222222222222222212
552222222222222222213
55

- までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(役員の選任及び解任)
第七十七条の六 指定建築基準適合判定資格者検定機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
国土交通大臣は、指定建築基準適合判定資格者検定機関の役員が、第七十七条の九第一項の認可を受けた建築基準適合判定資格者検定事務規程に違反したとき、又は建築基準適合判定資格者検定事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定建築基準適合判定資格者検定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
(建築基準適合判定資格者検定委員)
第七十七条の七 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準適合判定資格者検定の作成及び採点を建築基準適合判定資格者検定委員に行わせなければならない。
建築基準適合判定資格者検定委員は、建築及び行政に関し学識経験のある者のうちから選任しなければならない。
3 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準適合判定資格者検定委員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
4 国土交通大臣は、建築基準適合判定資格者検定委員が、第七十七条の九第一項の認可を受けた建築基準適合判定資格者検定事務規程に違反したとき、又は建築基準適合判定資格者検定事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定建築基準適合判定資格者検定機関に対し、その建築基準適合判定資格者検定委員を解任すべきことを命ずることができる。
(秘密保持義務等)
第七十七条の八 指定建築基準適合判定資格者検定機関の役員及び職員(建築基準適合判定資格者検定委員を含む。第三項において同じ。)並びにこれらの職についた者は、建築基準適合判定資格者検定事務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。
2 前項に定めるもののほか、建築基準適合判定資格者検定委員は、建築基準適合判定資格者検

までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

定の問題の作成及び採点に当たつて、厳正を保持し不正な行為のないようにしなければならない

建築基準適合判定資格者検定機関に対し、建築基準適合判定資格者検定事務に�し監督上必要とするものとする。

四 第七十七条の四各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき。

四 第七十七条の四各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき。

不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条及び第四十九条第三項の規定の適用については、指定建築基準適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

第一節の二 指定構造計算適合判定資格者検定機関

第七十七条の十七の二 第五条の五第一項の規定による指定は、一を限り、構造計算適合判定資格者検定事務を行おうとする者の申請により行う。

第七十七条の三、第七十七条の四及び第七十七条の五第一項の規定は第五条の五第二項の規定による指定に、第七十七条の五第二項及び第三項並びに第七十七条の六から第七十七条の十六までの規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関に、前条の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関が行う構造計算適合判定資格者検定事務について準用する。この場合において、第七十七条の十六第一項中「第五条の二第二項」とあるのは、「第五条の五第二項において準用する第五条の二第三項」と読み替えるものとする。

第二節 指定確認検査機関

（指定）

第七十七条の十八 第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第七条の二第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において同じ。）の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、第六条の二第一項の規定による確認又は第七条の二第一項及び第七条の四第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「確認検査」という。）の業務を行おうとする者の申請により行う。

前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める確認検査の業務の区分（以下この節において「指定区分」という。）に従い、確認検査の業務を行う区域（以下この節において「業務区域」という。）を定めなければならない。

3 國土交通大臣又は都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、業務区域を所轄する特定行政庁（都道府県知事にあつては、当該都道府県知事を除く。）の意見を聽かなければならぬ。

第七十七条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

五 第七十七条の三十五の十九第二項の規定により第七十七条の三十五の二第二項に規定する指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

六 第七十七条の六十二第二項（第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十六第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

七 建築士法第七条第四号又は第二十三条の四第一項第三号に該当する者

八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その处分

九 心身の故障により確認検査の業務を適正に行なうことができない者として国土交通省令で定めるもの

十 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することができる関係にあるもの）のとして政令で定める者をいう。（以下同じ。）

が前各号のいずれかに該当する者

（指定の基準）

第七十七条の二十 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定の申請が次に掲げる基準に適合しないものである場合は、指定をしてはならない。

一 第七十七条の二十四第一項の確認検査員又は副確認検査員（いずれも常勤の職員である

者に限る。）の数が、指定区分ごとに確認検査を行おうとする建築物の種類、規模及び数に応じて国土交通省令で定める数以上であること。

二 前号に定めるもののほか、職員、確認検査の業務の実施の方針その他の事項についての確認検査の業務の実施に関する計画が、確認検査の業務の適確な実施のために適切なものであること。

三 その者の有する財産の評価額（その者が法人である場合にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額）が国土交通省令で定める額以上であること。

四 前号に定めるもののほか、第二号の確認検査の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎を有するものであることを。

五 法人にあつては役員、法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員又は職員（第七十七条の二十四第一項の確認検査員又は副確認検査員を含む。以下この号において同じ。）の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを。

六 その者又はその者の親会社等が第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算適合性判定機関である場合には、当該指定構造計算適合性判定機関に対してされた第十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、第六条の二第一項の規定による確認をしないものであることを。

七 前号に定めるもののほか、その者又はその者の親会社等が確認検査の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを。

八 前各号に定めるもののほか、確認検査の業

務を行つにつき十分な適格性を有するものであることを。

七十七条の二十四第一項の確認検査員を選任しないものである場合にあつては、指定区分及びその旨。第七十七条の二十八において同じ。）、業務区域並びに確認検査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

二 指定確認検査機関は、その名称若しくは住所又は確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その指定をした国土交通大臣又は都道府県知事（以下この節において「国土交通大臣等」という。）にその旨を届け出なければならぬ。

三 國土交通大臣等は、前項又は第七十七条の二十四第四項の規定による届出（同項の規定による届出にあつては、同条第一項の確認検査員を選任していない指定確認検査機関が同項の確認検査員を選任した場合又は同項の確認検査員及び副確認検査員を選任している指定確認検査機関が当該確認検査員の全てを解任した場合におけるものに限る。）があつたときは、その旨を公示しなければならない。

四 第七十七条の二十二 指定確認検査機関は、業務区域を増加しようとするときは、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。

五 指定確認検査機関は、業務区域を減少したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣等に届け出なければならない。

六 第七十七条の十八第三項及び第七十七条の二第一号から第四号までの規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第七十七条の十八第三項中「業務区域」とあるのは、「増加しようとする業務区域」と読み替えるものとする。

七 国土交通大臣等は、第一項の認可をしたとき又は第二項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の更新）

七十七条の二十三 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 第七十七条の十八から第七十七条の二十二までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

（指定の公示等）

第七十七条の二十一 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、指定を受けた者（以下「指定確認検査機関」という。）の名称及び住所、指定区分（当該指定確認検査機関が第

交通大臣にあつては関係都道府県知事に通知しなければならない。

(構造計算適合性判定の委任の解除)

第七十七条の三十五の二十 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせないこととするときは、その六月前までに、その旨を指定構造計算適合性判定機関に通知しなければならない。

委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(委任都道府県知事による構造計算適合性判定の実施)

第七十七条の三十五の二十一 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条の二第三項の規定にかかるらず、当該指定構造計算適合性判定機関が休止し、停止を命じられ、又は実施することが困難となつた構造計算適合性判定の業務のうち他の指定構造計算適合性判定機関によつて行われないものを自ら行うものとする。

一 第七十七条の三十五の十八第一項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を休止したとき。

二 第七十七条の三十五の十九第二項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部の停止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において委任都道府県知事が必要があると認めるとき。

委任都道府県知事は、前項の規定により構造計算適合性判定の業務を行ひ、又は同項の規定により行つている構造計算適合性判定の業務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 委任都道府県知事が第一項の規定により構造計算適合性判定の業務を行うこととし、又は国土交通大臣等が第七十七条の三十五の六第一項の規定により業務区域の減少を認可し、第七条の三十五の十八第一項の規定により構造計算適合性判定の業務の廃止を許可し、若しくは第七十七条の三十五の十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における

構造計算適合性判定の業務の引継ぎその他の必
要な事項は、国土交通省令で定める。

第四節 指定認定機関等

第七十七条の三十六 第六十八条の二十四第一項(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)は、認定等を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。

2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める区分に従い、認定等の業務を行う区域(以下この節において「業務区域」という。)を定めてしなければならない。

(業務区域) (欠格条項)

第七十七条の三十七 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第七十七条の五十一第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第七十条の五十五第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 心身の故障により認定等の業務を適正に行なうことができない者として国土交通省令で定めるものである。

(指定の基準)

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

第七十七条の三十八 国土交通大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員(第七十七条の四十二第一項の認定員は、前項の許可をしたときは、前項の許可について準用する。)

2 第七十七条の三十八第一号及び第二号の規定は、前項の許可を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の更新)

4 指定認定機関は、認定等を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定等を行わなければならぬ。

第七十七条の四十四 指定認定機関は、認定等を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定等を行わなければならぬ。

(認定等の義務)

第七十七条の四十五 指定認定機関は、認定等の業務に関する規程(以下この節において「認定等業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよ
うとするときは、同様とする。

2 認定等業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした認定等業務規程が認定等の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その認定等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(国土交通大臣への報告等)

三 法人にあつては役員、第七十七条の二十第一項五号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを。

四 認定等の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行ふことによつて認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを。

五 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行ふにつき十分な適格性を有するものであることを。

(指定の公示等)

第七十七条の三十九 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定を受けた者(以下この節、第九十七条の四及び第一百条において「指定認定機関」という。)の名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地を変更しよ
うとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

2 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は認定等の業務を行う事務所の所在地を変更しよ
うとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

3 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は認定等の業務を行う事務所の所在地を変更しよ
うとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

4 国土交通大臣は、認定員が、第七十七条の四十五第一項の認可を受けた認定等業務規程に違反したときは、認定等の業務に関する規程に違反したときは、認定員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行ふにつき十分な適格性を有するものであることを。

三 法人にあつては役員、第七十七条の二十第一項五号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを。

四 指定認定機関は、認定員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

五 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行ふにつき十分な適格性を有するものであることを。

三 法人にあつては役員、第七十七条の二十第一項五号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを。

四 指定認定機関は、認定員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

五 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行ふにつき十分な適格性を有するものであることを。

より、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 國土交通大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、指定認定機関が行った型式適合認定を受けた型式が第一章、第二章（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三章の規定又はこれに基づく命令の規定に適合しないと認めるときは、当該型式適合認定を受けた者及び当該型式適合認定を行つた指定認定機関にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該型式適合認定は、その効力を失う。（帳簿の備付け等）

第七十七条の四十七 指定認定機関は、國土交通省令で定めるところにより、認定等の業務に関する事項で國土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるものほか、指定認定機関は、國土交通省令で定めるところにより、認定等の業務に関する書類で國土交通省令で定めるものを保存しなければならない。（監督命令）

第七十七条の四十八 國土交通大臣は、認定等の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認定機関に対し認定等の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。（報告、検査等）

第七十七条の四十九 國土交通大臣は、認定等の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認定機関に対し認定等の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、認定等の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十五条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合は、第一項の許可をしたものとする。（認定等の業務の休廃止等）

第七十七条の五十 指定認定機関は、國土交通大臣の許可を受けなければ、認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 國土交通大臣が前項の規定により認定等の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 國土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第七十七条の五十一 國土交通大臣は、指定認定機関が第七十七条の三十七各号（第四号を除く。）の一に該当するに至つたときは、その指

定を取り消さなければならない。

2 國土交通大臣は、指定認定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十七条の三十九第二項、第七十七条の四十第一項、第七十七条の四十二第一項から第三項まで、第七十七条の四十四、第七十七条の四十六第一項、第七十七条の四十七又は

前条第一項の規定に違反したとき。

二 第七十七条の四十五第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないで認定等を行つたとき。

三 第七十七条の四十二第四項、第七十七条の四十五第三項又は第七十七条の四十八の規定による命令に違反したとき。

四 第七十七条の三十八各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

第七十七条の三十九第二項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定認定機関の上級行政庁とみなす。（承認）

2 國土交通大臣は、前項の規定により認定等の業務を行い、又は同項の規定により行つている

認定等の業務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 國土交通大臣が、第一項の規定により認定等の業務を行うこととし、第七十七条の四十第一項若しくは第二項若しくは第三項の規定により業務区域の減少を許可し、第七十七条の五十第一項の規定により認定等の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における認定等の業務の引継ぎその他の必要な事項は、國土交通省令で定める。（承認の取消し等）

土交通大臣」と、第七十七条の二十二、第三項前段中「第七十七条の十八第三項及び第七十七条の二十第一号から第四号までの規定」とあるのは「第七十七条の三十八第一号及び第二号の規定」と、第七十七条の四十二第四項及び第七十七条の四十五第三項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第七十七条の四十八中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

第七十七条の五十五 國土交通大臣は、承認認定機関が前条第二項において準用する第七十七条の三十七各号（第四号を除く。）の一に該当するに至つたときは、その承認を取り消されなければならない。

2 國土交通大臣は、承認認定機関が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第七十七条の二十二第二項若しくは第二項、第七十七条の三十四第一項、第七十七条の三十九第二項、第七十七条の四十二第一項から第三項まで、第七十七条の四十二第二項から第三項まで、第七十七条の四十四、第七十七条の四十六第一項又は第七十七条の四十七の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第七十七条の四十五第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないで認定等を行つたとき。

三 前条第二項において準用する第七十七条の四十二第四項、第七十七条の四十五第三項又は第七十七条の四十八の規定による請求に応じなかつたとき。

四 前条第二項において準用する第七十七条の三十八各号に掲げる基準に適合していないと認めたとき。

五 認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により承認を受けたとき。

第七十七条の三十九第二項及び第二項、第七十七条の四十二第四項及び第三項、第七十七条の四十二、第七十七条の四十四、第七十七条の四十五、第七十七条の四十六第一項及び第七十七条の四十七から第七十七条の四十九までの規定は第六十八条の二十四第三項の規定による承認に、第七十七条の三十四、第七十七条の三十九第二項及び第三項、第七十七条の四十二、第七十七条の四十四、第七十七条の四十五、第七十七条の四十六第一項及び第七十七条の四十七から第七十七条の四十九までの規定は第六十八条の二十四第三項の規定による承認を受けた者（以下この条、次条及び第九十七条の四において「承認認定機関」という。）に、第七十七条の四十六第二項の規定は承認認定機関が行つた認定等について準用する。この場合において、第七十七条の二十二第一項、第二項及び第四項並びに第七十七条の三十四第一項及び第三項中「国土交通大臣等」とあるのは「国

業務を行つた認定等に準用する。この場合において、第七十七条の二十二第一項、第二項及び第四項並びに第七十七条の三十四第一項及び第三項中「国土交通大臣等」とあるのは「国

業務を行つた認定等に准用する。この場合において、第七十七条の二十二第一項、第二項及び第四項並びに第七十七条の三十四第一項及び第三項中「国土交通大臣等」とあるのは「国

十八第一項の登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納その他の同項の登録に関する事項は、国土交通省令で定める。
(手数料)

第七十七条の六十五 第七十七条の五十八第一項の登録又は登録証の訂正若しくは再交付の申請をしようとする者（市町村又は都道府県の職員である者を除く。）は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第二節 構造計算適合判定資格者の登録
第七十七条の六十六 構造計算適合判定資格者検定に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通省令で定める者は、国土大臣の登録を受けることができる。

2 第七十七条の五十八第二項、第七十七条の五十九、第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十二第一項及び第三項（同条第一項に係る部分に限る。）並びに第七十七条の六十三から前条までの規定は前項の登録に、第七十七条の六十、第七十七条の六十一並びに第七十七条の六十二第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は前項の登録を受けている者について準用する。この場合において、第七十七条の五十九第四号、第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十一第三号及び第七十七条の六十二第二項第五号中「確認検査」とあるのは「構造計算適合性判定」と、同条第一項第五号中「第五条第九項又は第五条の二第二項」とあるのは「第五条の四第五項において準用する第五条第九項又は第五条の五第二項において準用する第五条の二第二項」と、同条第二項中「定めて確認検査」とあるのは「定めて構造計算適合性判定」と、同項第四号中「第七十七条の二十七第一項」とあるのは「第七十七条の三十五の十二第一項」と、「確認検査業務規程」とあるのは「構造計算適合性判定業務規程」と、前条中「者（市町村又は都道府県の職員である者を除く。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第五章 建築審査会

第七十八条 この法律に規定する同意及び第四条第一項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要な事項

を調査審議させるために、建築主事を置く市町村及び都道府県に、建築審査会を置く。
第八十三条 この章に規定するものの除くほか、外、この法律の施行に関する事項について、関係行政機関に対し建議することができる。
第七十九条 建築審査会は、委員五人以上をもつて組織する。
2 委員は 法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、市町村長又は都道府県知事が任命する。
第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
(委員の欠格条項)
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得た委員の解任)
第八十一条 市町村長又は都道府県知事は、それがぞれその任命に係る委員が前条各号のいずれかに該当するに至った場合には、その委員を解任しなければならない。
二 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとい認められる場合
(会長)
二 職務上の義務違反その他の委員たるに適しない非行があると認められる場合

三 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。
(委員の除斥)

第八十二条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある事件については、この法律に規定する同意又は第九十四条第一項前段の審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。

（条例への委任）
第八十四条 特定行政庁は、市街地に災害のあつた場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められたときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。
（被災市街地における建築制限）

2 特定行政庁は、更に一月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。
（簡易な構造の建築物に対する制限の緩和）
第八十四条の二 壁を有しない自動車車庫、屋根を帆布としたスポーツの練習場その他の政令で指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分で、政令で定める基準に適合するものについては、第二十二条から第二十六条まで、第二十七条第一項及び第三項、第三十五条の二、第六十一条、第六十二条並びに第六十七条第一項の規定は、適用しない。

（仮設建築物に対する制限の緩和）
第八十五条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するもの）においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りではない。

2 会長は、会務を總理し、建築審査会を代表する。
（会長）
一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの
官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場

の他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第五十五条、第十八条（第二十五項を除く。）、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十二条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条（第十九条、第二十二条、第二十六条、第三十二条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。

第六章 雜則
（被災市街地における建築制限）
第八十四条 特定行政庁は、市街地に災害のあつた場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められたときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。
（特定行政庁による建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないとときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。）

2 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないとときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。

3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないとときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。

4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、一年以内の期間を限度として、その許可をすることができる。
5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかるわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。

6 特定行政庁は、仮設興行場、博覽会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第一百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間（建築物の工事を施工するための工事期間中当該從前の建築物に代えて必要

となる仮設店舗その他他の仮設建築物について、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十二条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。

7 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

8 特定行政庁は、第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

(景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和)

第八十五条の二 景観法第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物のうち、良好な景観の保全のためその位置又は構造をその状態において保存すべきものについて市町村は、同法第二十二条及び第二十五条の規定の施行のため必要と認める場合においては、市町村は、同法第二十二条及び第二十五条の規定の施行のため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第二十三条から第二十五条まで、第二十八条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第五十二条、第五十三条、第五十四条から第五十六条の二まで、第五十八条、第六十一条、第六十二条规定の第一項及び第五項から第七項まで並びに第六十八条第一項及び第二項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。

(伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和)

第八十五条の三 文化財保護法第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は、同条第一項後段(同条第二項後段において準用する場合を含む。)の条例

において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条、第四十三条、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第六十一条、第六十二条及び第六十七条第一項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。
（二）の敷地とみなすこと等による制限の緩和
第八十六条 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）内において建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び第八十六条の四において「建築等」という。）をする一又は二以上の構えを成す建築物（一以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築等をするものに限る。以下この項及び第三項において「一又は二以上の建築物」という。）について、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が当該一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該一又は二以上の建築物に対する第二十三条、第四十三条、第五十二条、第一項から第十四項まで、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十七条の二、第五十七条の三第一項から第四項まで、第五十九条第一項、第五十九条の二第二項、第六十条第一項、第六十一条の二第一項、第六十二条の二第二項、第六十三条第一項、第六十四条第一項、第六十五条第一項から第三項までの規定（次項から第六項までにおいて「特例対象規定」という。）の適用については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす。

3 国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によって当該区域内において建築物の建築等をする場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該区域内における各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一部の敷地とみなす。

建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが、政令で定める空地を有し、かつ、面積が政令で定める規模以上である一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項、第七項及び次条第八項において同じ。）内において建築等をする一又は二以上の建築物について、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該一又は二以上の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該一又は二以上の建築物に対する特例対象規定（第五十九条の二第一項を除く。）の適用について、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなすとともに、当該一又は二以上の建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一団地を一の敷地とみなして適用する第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすことができる。

その面積が政令で定める規模以上である一定の一団の土地の区域（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び次条第八項において同じ。）内に現に存する建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によって当該区域内において建築物の建築等をし、かつ、当該区域内に政令で定める空地を有する場合において、国土交通省令で定

めることにより、特定行政庁が、その建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該区域内における各建築物に対する特例対象規定（第五十九条の二第一項を除く。）の適用について、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一つの敷地とみなすとともに、当該建築等をする建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなして適用する第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

第四十四条第二項の規定は、前二項の規定による許可をする場合に準用する。

第一項から第四項までの規定による認定又は許可を申請する者は、国土交通省令で定めるところにより、対象区域（第一項若しくは第三項の一団地又は第二項若しくは第四項の一定の団の土地の区域をいう。以下同じ。）内の建築物の位置及び構造に関する計画を策定して提出するとともに、その者以外に当該対象区域の内にある土地について所有権又は借地権を有する者があるときは、当該計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

第一項又は第三項の場合において、次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。）の区域内の建築物については、一団地内に二以上の構えを成す建築物の総合的設計による建築等を工区を分けて行うことができる。

一 地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ 地区施設等の配置及び規模

ロ 壁面の位置の制限（地区施設等に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）

二 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、前号ロに掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。

特定行政庁は、第一項から第四項までの規定による認定又は許可をしたときは、遅滞なく、当該認定又は許可に係る第六項の計画に関し

て、対象区域その他国土交通省令で定める事項を公告するとともに、対象区域、建築物の位置その他の国土交通省令で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般的な縦覧に供さなければならぬ。

第一項から第四項までの規定による認定又は許可是、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

第八項の規定により公告された対象区域（以下「公告対象区域」という。）の全部を含む土地の区域内の建築物の位置及び構造について第一項から第四項までの規定による認定又は許可の申請があつた場合において、特定行政庁が当該申請に係る第一項若しくは第二項の規定による認定（以下この項において「新規認定」という。）又は第三項若しくは第四項の規定による許可（以下この項において「新規許可」という。）をしたときは、当該公告対象区域内の建築物の位置及び構造についての第一項若しくは第二項若しくは次条第一項の規定による従前の認定又は第三項若しくは第四項若しくは次条第二項若しくは第三項の規定による認定の許可に係る第八項の規定による公告があつた日から将来に向かつて、その効力を失う。

（公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定等）

第八十六条の二 公告認定対象区域（前条第一項又は第二項の規定による認定に係る公告対象区域をいう。以下同じ。）内において、同条第一項又は第二項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物を新築し、又は一敷地内認定建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項から第三項までにおいて「増築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該新築又は増築等に係る建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならぬい。

ついて増築等をしようとする場合(当該区域内に政令で定める空地を有することとなる場合に限る)において、国土交通省令で定めることにより、特定行政庁が、当該新築又は増築等に係る建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内認定建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善に資すると認めめて許可したときは、当該新築又は増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該公告認定対象区域を一の敷地とみなして適用される第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

3 公告許可対象区域（前条第三項又は第四項の規定による許可に係る公告対象区域をいう。以下同じ。）内において、同条第三項又は第四項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「敷地内許可建築物」という。）以外の建築物を新築し、又は一敷地内許可建築物について増築等をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁の許可を受けなければならない。この場合において、特定行政庁は、当該新築又は増築等に係る建築物が、その位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内許可建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することがないと認めるとともに、当該区域内に同条第三項又は第四項の政令で定める空地を維持することとなると認める場合に限り、許可するものとする。

4 第二項の規定による許可を申請する者は、その者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者があるときは、建築物に関する計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならぬ。第四十四条第二項の規定は、第二項又は第三項の規定による許可をする場合に準用する。

5 特定行政庁は、第一項から第三項までの規定による認定又は許可をしたときは、遅滞なく、

7 前条第九項の規定は、第一項から第三項まで
の規定による認定又は許可について準用する。

8 公告対象区域内の第一項の規定による認定又
は第二項若しくは第三項の規定による許可を受
けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象
区域内の建築物については、それぞれ、前条第
一項若しくは第二項の規定又は同条第三項若し
くは第四項（第二項の規定による許可に係るも
のについては、同条第三項又は第四項中一団地
又は一定の一団の土地の区域を一の敷地とみな
す部分に限る。）の規定を準用する。

9 公告認定対象区域内第一項の規定による認
定を受けた建築物がある場合における同項又は
第二項の規定について、当該建築物を
一敷地内認定建築物とみなす。

10 第二項の規定による許可に係る第六項の公
告が第一項の規定による許可に係る第六項の公
告を受けた公告認定対象区域は、その日以後は、
公告許可対象区域とみなす。

11 前項に規定する公告許可対象区域内における
第三項の規定の適用については、第二項の規定
による許可を受けた建築物及び当該建築物以外
の当該公告許可対象区域内の建築物を一敷地内許
可建築物とみなす。

12 公告許可対象区域内第三項の規定による許
可を受けた建築物がある場合における同項の規
定の適用については、当該建築物を一敷地内許
可建築物とみなす。
(一)の敷地内にあるとみなされる建築物に対する
高度利用地区等内における制限の特例)
第八十六条の三 第八十六条第一項から第四項ま
で（これらの規定を前条第八項において準用す
る場合を含む。）の規定により一の敷地内にあ
るものとみなされる建築物は、第五十九条第一
項、第六十条の二第一項又は第六十条の三第一
項の規定を適用する場合においては、これを一
の建築物とみなす。
(二)の敷地内にあるとみなされる建築物に対す
る外壁の開口部に対する制限の特例)

第八十六条の四 次の各号のいずれかに該当する
建築物について第二十七条第二項若しくは第三
項又は第六十七条第一項の規定を適用する場合
においては、第一号イに該当する建築物は耐火
建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建
築物とみなす。

一 第八十六条第一項又は第三項の規定による認定又は許可を受けて建築等をする建築物で、次の一いずれかに該当するもの

イ 第二条第九号の二イに該当するもの

ロ 第一条第九号の三イ又はロのいずれかに該当するもの

二 第八十六条第二項又は第四項の規定による認定又は許可を受けて建築等をする建築物で、前号イ又はロのいずれかに該当するもの（当該認定又は許可に係る公告対象区域内に現に存する建築物が、同号イ又はロのいずれかに該当するものである場合に限る。）

三 第八十六条の二第一項から第三項までの規定による認定又は許可を受けて建築等をする建築物で、第一号イ又はロのいずれかに該当するもの（当該認定又は許可に係る公告対象区域内の他の一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物が、同号イ又はロのいずれかに該当するものである場合に限る。）

（一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し）

第八十六条の五 公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、当該公告対象区域内の建築物に係る第八十六条第一項若しくは第二項若しくは第十八条の二第一項の規定による認定又は第八十六条第三項若しくは第四項若しくは第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可の取消しを特定行政庁に申請することができる。

2 前項の規定による認定の取消しの申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係る公告認定対象区域内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る認定を取り消すものとする。

3 第一項の規定による許可の取消しの申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係る公告許可対象区域内の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することがないと認めるときは、当該申請に係る許可を取り消すものとする。

4 特定行政庁は、前二項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

る。年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物についても、同様とす

特定行政庁は、建築物の用途を変更して興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、一年以内の期間（建築物の用途を変更して代替建築物（建築物の工事を施工するためその工事期間中當該從前の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これらに類する建築物をいう。）とする場合における当該代替建築物について）は、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認め（期間）を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十四条第二項、第三十五条の一、第三十五条の三、第三章及び第八十七条第二項の規定は、適用しない。

興行場等(国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。)とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合には、同項後段の規定を準用する。

特定行政庁は、第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならぬ。ただし、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する災害救助用建築物又は公益的建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでな

に掲げる建築物に設ける場合においては、同項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第六条（第三項、第五項及び第六項を除く。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条の六、第十八条（第四項から第十三項まで及び第二十五項を除く。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第一号の建築物に係る部分に限る。）、第七条の六、第十八条（第四項から第十三項まで及び第二十五項を除く。）及び第八十九条（第六条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第三項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。

、第八十六条の七第二項（第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の一、第十二条の三及び第十八条第二十四項の規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第八条第一項及び第二十五項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。

第一項中第六条から第七条の五まで、第十八条（第一項及び第二十五項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第一百九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項若しくは第三十五条第一項、都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本文、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十七条第一項若しくは第六十二条第一項又は津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十三条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。
(工事現場における確認の表示等)

第八十九条 第六条第一項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によつて、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があつた旨の表示をしなければならない。

第六条第一項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事に係る工図書を当該工事現場に備えておかなければならぬ。

前項の指置の技術的基準は、政令で定める。

第九十条 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(工事現場の危害の防止)

が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を探ることを命ずることができる。

2 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前項の場合に準用する。
 (工事中における安全上の措置等に関する計画の届出)

第九十条の三 別表第一(一)欄の(二)項、(二)項及び(四)項に掲げる用途に供する建築物並びに地下の工作物内に設ける建築物で政令で定めるものの新築の工事又はこれらの建築物に係る避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用し、又は使用させる場合においては、当該建築主は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。

(建築物の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置)

第九十一条 建築物の敷地がこの法律の規定(第五十二条、第五十三条、第五十四条から第五十六条の二まで、第五十七条の二、第五十七条の三、第六十七条第一項及び第二項並びに別表第三の規定を除く。以下この条において同じ。)による建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する禁止又は制限を受ける区域(第二十二条第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ)、地域(防火地域及び準防火地域を除く。以下この条において同じ)又は地区(高度地区を除く。以下この条において同じ)の内外にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域、地域又は地区内の建築物に関するこの法律の規定又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

第九十二条 建築物の敷地面積、建築面積、延べ面積、床面積及び高さ、建築物の軒、天井及び床の高さ、建築物の階数並びに工作物の建築面積の算定方法は、政令で定める。(許可の条件)

第九十二条の二 この法律の規定による許可には、建築物又は建築物の敷地を交通上、安全

上、防火上又は衛生上支障がないものとするための条件その他必要な条件を付することができます。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。(許可又は確認に関する消防長等の同意等)

第九十三条 特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関は、この法律の規定による許可又は確認をする場合には、当該許可又は確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長の同意を得なければ、当該許可又は確認をすることができない。ただし、確認に係る建築物が防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅(長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。)である場合又は建築主事等若しくは指定確認検査機関が第八十七条の四において準用する第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認をする場合においては、この限りでない。

2 消防長又は消防署長は、前項の規定によつて同意を求められた場合においては、当該建築物の計画が法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(建築主事等又は指定確認検査機関が第六条の第四項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更又は同項第三号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同意を認められたときは、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項の政令で定める建築基準法令の規定を除く。)で建築物の防火に関するものに違反しないものであるときは、同項第四号に係る場合にあつては、同意を認められた日から三日以内に、その他の場合にあつては、同意を認められた日から七日以内に同意を与えてその旨を当該特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関に通知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意することができない事由があると認めるとときは、これらの期限内に、その事由を当該特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関に通知しなければならない。

3 第六十八条の二十第一項(第六十八条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定は、消防長又は消防署長が第一項の規定によつて同意を求められた場合に行う審査について準用する。

4 建築主事等又は指定確認検査機関は、第一項ただし書の場合において第六条第一項(第八十七条の四において準用する場合を含む。)の規定による確認申請書を受理したとき若しくは第六条の二第一項(第八十七条の四において準用する場合を含む。)の規定による確認を受いたとき又は第十八条第二項(第八十七条の四において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた場合においては、遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長に通知しなければならない。

5 建築主事等又は指定確認検査機関は、第三十条第二項に規定する屎尿淨化槽又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第二条第一項に規定する特定建築物に該当する建築物に関して、第六条第一項(第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書を受理した場合、第六条の二第一項(第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受いた場合は、当該市町村又は都道府県知事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に、指定構造計算適合性判定機関である場合に、指定構造計算適合性判定機関での構造計算適合性判定を行わせた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に対するものとする。

この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為府が、特定期間(第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書を受理した場合、第六条の二第一項(第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受いた場合は、当該市町村の長又は、遲滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

6 保健所長は、必要があると認める場合において同意を認められたときは、この法律の規定による許可又は確認について、特定期間(第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書を受理した場合に對して意見を述べることができる。

(書類の閲覧)

第九十三条の二 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第十二条第一項及び第三項の規定による報告に関する書類(うち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不正に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない)。

3 第九十三条の三 この法律に定めるものほか、この法律の規定に基づく許可その他の処分に関する手続その他のこの法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

(不服申立て)
 第九十四条 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事等若しくは建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はその不作為についての審査請求は、行政不服審査法第四条第一号に規定する処分府又は不作為府が、特定行政庁、建築主事等若しくは建築監視員又は都道府県知事であります。この場合においては、当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあつては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第六条第一項(第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認をする権限を有する建築主事等が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に、指定構造計算適合性判定機関である場合に、指定構造計算適合性判定機関での構造計算適合性判定を行わせた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に對してするものとする。

この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為府が、特定期間(第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書を受理した場合、第六条の二第一項(第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受いた場合は、当該市町村の長又は、遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

2 建築審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日(行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から一月以内に、裁決をしなければならない。

3 建築審査会は、前項の裁決を行つ場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合は、当該不備が補正された日から一月以内に、裁決をしなければならない。

4 第一項前段の規定による審査請求についての審査請求人、特定行政庁、建築主事等、建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関その他の関係人又はこれら者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。

六十七条第一項又は第八十八条第一項において準用する第二十条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

九 第三十六条（消防設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限り、第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

十 第七十七条の八第一項（第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、事前に建築基準適合判定資格者検定若しくは構造計算適合判定資格者検定の問題を漏らし、又は不正の採点をした者

十一 第七十七条の八第二項（第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らした者

十二 第七十七条の二十五第一項、第七十七条の三十五の十第一項又は第七十七条の四十三

第一項（第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用した者

十三 第七十七条の三十五第二項の規定による確認検査の業務の停止の命令に違反した者

十四 第七十七条の六十二第二項（第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による禁止に違反して、確認検査又は構造計算適合性判定の業務を行つた者

十五 第八十七条第三項において準用する第二十八条第三項又は第三十五条の三の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

十六 第八十七条第三項において準用する第六十六条（消防設備の設置及び構造に関するもの第三十五条の規定を実施し、又は補足するための安全上及び防火上必要な技術的基準に係る部分に限る。）の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

十七の二 第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の建築主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

第百条 第七十七条の十五第二項（第七十七条の五十一第二項（第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築基準適合性判定資格者検定事務、構造計算適合性判定資格者検定事務又は構造計算適合性判定、認定等若しくは性能評価の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定建築基準適合性判定資格者検定機関若しくは指定構造計算適合性判定機関、指定認定機関は指定構造計算適合性判定機関の役員若しくは職員（建築基準適合性判定資格者検定委員及び構造計算適合性判定資格者検定委員を含む。）又は指定期間若しくは指定性能評価機関（いずれもその者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員（構造計算適合性判定員、認定員及び評価員を含む。）（第一百四条において「指定建築基準適合性判定資格者検定機関等の役員等」と

反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

七の「第二項において準用する場合を含む。」、第七十七条の三十五の十七第一項又は第七十七条の四十九第一項（第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

七の第二項において準用する場合を含む)、第七条の五十一条の三十五(第五十七条の第一項又は第七十七条の五十六)、第七条の五十七(第五十七条の五十七)の五又は第七十七条の五十九(第五十七条の五十九)の二項において準用する場合を含む)の許可を受けないで建築基準適合判定資格者検定事務、構造計算適合判定資格者検定事務又は構造計算適合性判定、認定等若しくは性能評価の業務の全部を窶上したとき。

五百五十九 第七十七条の三十五の十四第二項又は第七十七条の四十七第二項(第七十七条の五十六第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対する各本条の罰金刑を科す。

第九十九条第一項第一号（第十九条第四項、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第三項、第二十八条の二、第三十二条から第三十五条の三まで、第三十六条（防火壁、防火床、防火区画、消防設備、避雷設置及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る）、第三十七条、第六十一条、第六十二条、第六十四条又は第六十七条第一項、第三項若しくは第五項から第七項までの規定に違反する特殊建築物等（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他多數の者が利用するものとして政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ）又は当該特殊建築物等の敷地に関してされた第九条第

一項又は第十項前段（これらの規定を第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令の違反に係る部分に限る。）、第九十八条（第一項第一号を除き、特殊建築物等に係る部分に限る。）並びに第九十九条第一項第八号、第九号、第五十五号及び第十六号並びに第二項（特殊建築物等に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑

二 第九十八条（前号に係る部分を除く。）、第九十九条第一項第一号から第七号まで、第八号及び第九号（特殊建築物等に係る部分を除く。）、第十二号（第七十七条の二十五第一項に係る部分に限る。）、第十三号、第十四号並びに第十五号及び第十六号（特殊建築物等に係る部分を除く。）並びに第二項（特殊建築物等に係る部分を除く。）、第一百一条並びに第一百三条 各本条の罰金刑

三百六十円以下の過料に處する。

三 第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に處する。

一 第十二条の二第三項（第十二条の三第四項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第七十条の六十一（第三号を除き、第七十七条の六十一（第三号を除き、第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六十八条の十六若しくは第六十八条の十七第一項（これらの規定を第八十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第七十条の六十一（第三号を除き、第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に閲覧させた者

三 第七十七条の二十九の二の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは関係者の求めに応じて閲覧させず、又は書類に虚偽の記載をし、若しくは虚偽の記載のある書類を関係者に閲覧させた指定構造計算適合性判定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員は、三十万円以下の過料に處する。

第一百七条 第三十九条第二項、第四十条若しくは第四十三条第三項（これらの規定を第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二（第八十七条第二項において準用する

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえ六月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。
2 （市街地建築物法その他の法令の廃止）
左に掲げる法律及び命令は廃止する。
一 市街地建築物法（大正八年法律第三十七号）
二 市街地建築物法の適用に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十八号）
三 市街地建築物法施行令（大正九年勅令第四百三十八号）
四 市街地建築物法施行規則（大正九年内務省令第三十七号）
五 市街地建築物法第十四条の規定に依る特殊建築物耐火構造規則（大正十二年内務省令第十五号）
六 特殊建築物規則（昭和十一年内務省令第三十一号）
七 特殊建築物に関する東京都令、警視庁令、北海道府令及び府県令の効力に関する命令（昭和二十三年総理府令第二号）
八 臨時防火建築規則（昭和二十三年建設省令第六号）
九 臨時建築制限規則（昭和二十四年建設省令第九号）
（この法律施行前に指定された地域及び地区）
4 この法律施行の際、市街地建築物第一條、第二条第二項、第四条第三項、第十一条第二項又は第十五条の規定によつて指定されている居住地域、商業地域、工業地域、住居専用地区、工業専用地区、空地地区、高度地区又は美観地区は、それぞれこの法律第四十八条第一項、第

五十一条第一項若しくは第三項、第五十六条第一項、第五十九条第一項又は第六十八条第一項の規定によつて指定された住居地域、商業地域、工業地域、住居専用地区、工業専用地区、空地地区、高度地区又は美觀地区とみなし、市街地建築物法第十三条並びに市街地建築物法施行規則第百八条及び臨時防火建築規則第六条の規定によつて指定されている甲種防火地区又は乙種防火地区及び準防火区域は、それぞれこの法律第六十条第一項の規定によつて指定された防火地域又は準防火地域とみなす。

(この法律施行前に指定された建築線)

5 市街地建築物法第七条但書の規定によつて指定された建築線で、その間の距離が四メートル以上もののは、その建築線の位置にこの法律第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定があつたものとみなす。

(この法律施行前の違反行為及び訴願に対する取扱)

6 この法律施行前にした附則第二項第一号から第八号までに掲げる法令又はこれらに基いてして处分に違反する行為に対する市街地建築物法第十七条第三号、第十九条及び第二十条の規定の適用については、なお、従前の例による。

7 附則第二項第一号から第八号までに掲げる法令に基いてした处分に対する訴願でこの法律施行前に提起したもののが取扱については、なお、従前の例による。

8 この法律の施行前にした臨時建築制限規則又是これに基いて発せられた命令に違反する行為に対する臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)の罰則の規定の適用については、なお、従前の例による。

附 則 (昭和二六年六月四日法律第一九五号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

○号) 附 則 (昭和二六年六月九日法律第二二一)
この法律は、新法施行の日から施行する。

附 則 (昭和二六年一二月一四日法律第三一八号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年五月三一日法律第六〇号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

八 附 則 (昭和二七年六月一〇日法律第一)	この法律は、新法施行の日から施行する。
四 号 附 則 (昭和二八年八月一日法律第一)	この法律は、公布の日から施行する。
二 号 附 則 (昭和二九年四月二二日法律第七)	この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。
一 号 附 則 (昭和二九年五月二九日法律第一)	この法律は、新法の施行の日から施行する。
三 号 附 則 (昭和二九年六月一日法律第一四)	この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。
四 号 附 則 (昭和三一年六月一二日法律第一四八号)	この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)の施行の日から施行する。
一 号 附 則 (昭和三一年六月一二日法律第一四八号)	この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
二 号 附 則 (昭和三一年六月一二日法律第一四八号)	この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
五 号 附 則 (昭和三六年六月五日法律第一)	この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則に関する経過措置)
九 号 附 則 (昭和三六年一月七日法律第一)	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。
一 号 附 則 (昭和三七年四月一六日法律第八)	この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
四 号 附 則 (昭和三七年五月一六日法律第一)	この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
一 号 附 則 (昭和三七年十月一日法律第一)	この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
二 号 附 則 (昭和三七年五月一六日法律第一)	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
三 号 附 則 (昭和三七年五月一六日法律第一)	この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
四 号 附 則 (昭和三七年五月一六日法律第一)	この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
九 号 附 則 (昭和三三年四月一四日法律第七)	この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
一 号 附 則 (施行期日)	この法律は、公布の日から施行する。
二 号 附 則 (昭和三三年四月一四日法律第七)	この法律は、公布の日から施行する。
九 号 附 則 (施行期日)	この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月二日法律第
一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第三百五十五条、第三百六十六条、第三百二十二条及び別表第三(一)欄の五の項及び

第十九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第三百五十五条、第三百六十六条、第三百二十二条及び別表第三(一)欄の五の項及び

第十四条第二項、第三百三十二条第二項及び第三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成二年五月一九日法律第七
三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第七条 (用途地域の指定のない区域に関する経過措置) この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により指定されている都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域について、特定行政

府(建築基準法第二条第三十六号の特定行政 府をいう。以下同じ。)による第二条の規定による改正後の建築基準法(以下「新建築基準法」という。)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第四号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(一)欄の五の項に掲げる数値の決定並びにその適用は、施行日から起算して三年以内にしなければならない。

この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により指定されている都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域について、特定行政

府(建築基準法第二条第三十六号の特定行政 府をいう。以下同じ。)による第二条の規定による改正後の建築基準法(以下「新建築基準法」という。)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(一)欄の五の項に掲げる数値の決定並びにその適用は、施行日から起算して三年以内にしなければならない。

第八条

(施行日前に旧建築基準法第五十三条第四項第三号の規定によりされた許可は、新建築基準法第五十三条第五項第三号の規定によりされた許可とみなす。)

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正

前の建築基準法(以下「旧建築基準法」とい

う。)の規定によりされた許可、認定、申請等の申請は、新建築基準法第五十三条第五項第三号の規定によりされた許可の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正

前の建築基準法(以下「旧建築基準法」とい

う。)の規定によりされた許可、認定、申請等の申請は、新建築基準法第五十三条第五項第三号の規定によりされた許可の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正

前の建築基準法(以下「旧建築基準法」とい

う。)の規定によりされた許可、認定、申請等の申請は、新建築基準法第五十三条第五項第三号の規定によりされた許可の申請とみなす。

建築基準法第五十三条第一項の区域の指定又はその取消しに係る部分に限る。)、第五十二条第一項第六号、第五十三条第三項第一号、第五十四条第三項第一号及び別表第三(一)欄の五の項及び

第六条の二第一項の規定に基づく新建築基準法別表第四(一)欄の二の項又は三

六条の二第二号及び別表第三(一)欄の五の項の規定は、なおその効力を有する。

二 第九百九十五条(は)欄の二の項又は三

六条の二第一項の規定に基づく新建築基準法別表第四(一)欄の四の項のイ又はロ及び同表

(二)又は(三)の号の指定並びにその適用は、施行日から起算して三年以内にしなければならない。

この法律の施行の際現に旧建築基準法第五十三条第一項の区域の指定又はその取消しに係る部分に限る。)、第五十二条第一項第六号、第五十三条第三項第一号及び別表第三(一)欄の五の項及び

第六条の二第一項の規定に基づく新建築基準法別表第四(一)欄の二の項又は三

六条の二第二号及び別表第三(一)欄の五の項の規定は、なおその効力を有する。

二 第九百九十五条(は)欄の二の項又は三

六条の二第一項の規定に基づく新建築基準法別表第四(一)欄の四の項のイ又はロ及び同表

(二)又は(三)の号の指定並びにその適用は、施行日から起算して三年以内にしなければならない。

附 則 (平成二年五月三日法律第九
一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二年六月二日法律第一
〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年四月五日法律第二
二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年以内にしなければならない。

附 則 (平成一四年七月一二日法律第八
五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月一二日法律第八
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月一二日法律第八
七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年五月二八日法律第六
一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて三年以内に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六
七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて三年以内に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六
八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて三年以内に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六
九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて三年以内に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六
一〇号) 抄

旧建築基準法第五十六条の二第一項の規定により条例で指定されている区域については、この法律の施行の日以後地方公共団体が新建築基準法第五十六条の二第一項の規定に基づき条例で新建築基準法別表第四(一)欄の二の項又は三の項に掲げる平均地盤面からの高さを指定するまでの間は、当該平均地盤面からの高さが四メートルに指定されたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年六月一〇日法律第一
〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えて三年以内に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年五月二八日法律第六
一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて三年以内に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六
二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて三年以内に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六
三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて三年以内に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて三年以内に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六
五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて三年以内に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて三年以内に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六
七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて三年以内に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六
八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて三年以内に定めた日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六
九号) 抄

建築基準法令の規定による処分に関する書類の閲覧については、第一条の規定による改正後の建築基準法(以下「新建築基準法」という。)第九十三条の二(新建築基準法第八十八条第二

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年（施行期日）

- 二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三
一 附則第四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三
一 附則第四条の規定 公布の日

の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十四条の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定め
る日

第二条 第一条の規定の施行の際現に存する同条
（経過措置）

2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第一項に規定する道に該当するものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 (政令への委任)
前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。) は、政令で定める。

た場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和元年六月一四日法律第三七九）

(施行期日)
抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（兒童福祉法第三十四条の二十一）の改正

第四条 (政令への委任) 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定（検討）

の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措

置を講ずるものとする。
附 則（令和三年五月一〇日法律第三
二号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日 (政令への委任)

第三条 前条は定めるもののはがこの法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそいぞれの法律

して、この法律による改正後のそれまでの法律の規定について、その施行の状況等を勘査して検討を加え、必要があると認めるときは、その

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）
号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二日を経過した日から施行する。

（施行期日）
号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

する。
一 第三条及び第七条から第九条までの規定並

二　ひに次条及び附則第六条の規定　公布の日
　　第十一条の規定及び附則第七条から第十六
　　条までの規定　公布の日から起算して一月を

超えない範囲内において政令で定める日
（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第三条 本法律は、公布の日から施行する。
この施行に關し必要な経過措置は、政令で定め
る。

附 則（令和五年六月一六日法律第六三
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は
当該各号に定める日から施行する。

の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

3
附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際理
に存する旧建築基準法第七十七条の五十八第二項の規定による建築基準適合判定資格者登録簿は、新建築基準法第七十七条の五十八第二項の規定による一級建築基準適合判定資格者登録簿とみなす。
(政令への委任)

第四条 附則第三条第三号に掲げる規定の施行の日前に第七条の規定による改正前の建築基準法（以下この条において「旧建築基準法」という。）第五条第一項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者（建築基準法の一部を改正する法律（平成十年法律第百号）附則第一条第二項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格した者とみなされた者を含む。）は、第七条の規定による改正後の建築基準法（以下この条において「新建築基準法」という。）第七十七条の五十八第一項に規定する者とみなす。

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧建築基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けている者は、新建築基準法第七十七条の五十八第二項の一級建築基準適合判定資格者登録簿への同条第一項の登録を受けている者とみなす。

三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第一条(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目

附則（令和五年六月一六日法律第五八号）抄

第一条及び第二条の規定並びに附則第七

条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

(罰則) 關する至過措置

三十条の規定 公布の日

設があるものに限る。）、ホ

(は)	(ろ)	
建築物	第二種 低層住 居專用 地城内 第一種 中高層 居專用 地城内 建築物 内に建 築する 四 こと ができる 五 建築物	第二種 に掲げるもの 店舗、飲食店その他これらに 類する用途に供するもののうち政 令で定めるものでその用途に供す とがで きる建 築の部分をその用途に供するものを 除く。 三 の (政令で定めるものを除く。) 前二号の建築物に附属するも の (政令第一号から第九号まで に掲げるもの 施設その他これらに類するもの 店铺、飲食店その他これらに 類する用途に供するもののうち政 令で定めるものでその用途に供す る部分の床面積の合計が五百平方 メートル以内のもの(三階以上の 部分をその用途に供するものを除 く。) 六 三百平方メートル以内のもの又は 都市計画として決定されたものの (三階以上の部分をその用途に供す るもの)を除く。) 七 公益上必要な建築物で政令で 定めるもの 八 前各号の建築物に附属するもの (政令で定めるものを除く。)
八	八 診療所 九 巡查派出所、公衆電話所その 他これらに類する政令で定める公 益上必要な建築物 十 前各号の建築物に附属するもの (政令で定めるものを除く。)	業(以下この表において「個室付 浴場業」という。)に係るものと除 く。)

(と)	準住居地内に建築してはならぬ建築	物の用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの
五 倉庫業を営む倉庫	場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	るもの又は都市計画として決定されたものを除く。)
六 店舗、飲食店、展示場、遊技場	の合計が五十平方メートルを超えるもの（作業場の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの（作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。）	の合計が三十リットル以上のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作
（四）印刷用インキの製造	（一）原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が三十リットル以上のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作	（二）原動機を使用する工場
（四）出力の合計が〇・七五キロワット以下の原動機を使用する塗料の吹付	（一）原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が三十リットル以上のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作	（一）原動機を使用する工場
（四）原動機による金属の乾燥研磨の工具研磨を除く。）	（二）原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が三十リットル以上のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作	（二）原動機を使用する工場
（四）コルク、エボナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの	（三）原動機を使用する二台以下の一の二の二の原動機を使用する魚肉の練製品の製造	（三）原動機による金属の乾燥研磨の工具研磨を除く。）
（四）厚さ〇・五ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属のプレス（液压プレスのうち矯正プレスを使用するのを除く。）若しくはせん断	（四）印刷用平版の研磨	（四）印刷用平版の研磨
（四）糖衣機を使用する製品の製造	（四）糖衣機を使用する製品の製造	（四）糖衣機を使用する製品の製造

(四の五) 原動機を使用するセメント製品の製造

(四の六) ワイヤーフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの

(五) 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立て出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの

(六) 製針又は石材の引割で出力の合計が一・五キロワットを超える原動機を使用するもの

(七) 出力の合計が二・五キロワットを超える原動機を使用する製粉

(八) 合成樹脂の射出成形加工

(九) 出力の合計が十キロワットを超える原動機を使用する金属の切削

(十) メツキ

(十一) 原動機の出力の合計が一・五キロワットを超える空気圧縮機を使用する作業

(十二) 原動機を使用する印刷

(十三) ベンディングマシン(ロール式のものに限る)を使用する金属の加工

(十四) タンブラーを使用する金属の加工

(十五) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く)を使用する作業

(十六) (一)から(十五)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、住居の環境を保護する上で支障があるものとして政令で定める事業

四 (一) 項第一号(二)から(三)まで、(十一)又は(十二)の物品(ぬ)項第四号及び(る)項第二号において「危険物」とい

(ち)	田園住 居地域 内建築物	う。)の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの。
五	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が二百平方メートル以上もの又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方米メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平	方メートル以上のもの。
六	前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平米メートルを超えるもの。	方メートル以上のもの。
七	一(い)項第一号から第九号までに掲げるもののうち農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(政令で定めることとするものを除く。)の農業の生産資材の貯蔵に供するものの地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗その他農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの(三階以上の部分をその用途に供するものを除く。)前号に掲げるものはか、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの(三階以上の部分をその用途に供するものを除く。)	う。)の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの。

(ぬ)	商業地 域内にげるもの	六 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)
七	建築施設 二原動機を使用する工場で作業場は建築して三個室付浴場業に係る公衆浴場	近隣商業地域三キャバレー、料理店その他これらに類するもの。
八	建築物	内に建らに類するもの。
九	羽又は毛の洗浄、染色又は漂白	はならその他これに類する政令で定めるもの。

(十)	骨、角、牙、ひづめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は三台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの。	(九) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
(十一)	製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの。	(十) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白
(十二)	鉱物、岩石、土砂、コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎	(十一) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの。
(十三)	鉱物、岩石、土砂、コンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が二・五キロワットを超える原動機を使用するも	(十二) 骨、角、牙、ひづめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は三台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの。
(十四)	墨、懷炉灰又はれん炭の製造	(十三) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの。
(十五)	活字若しくは金属工芸品の容量三十リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。)	(十四) アセチレンガスを用いる金属の工作(アセチレンガス発生器の容量三十リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。)
(十六)	引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付(赤外線を用いるものを除く。)	(十五) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付(赤外線を用いるものを除く。)
(十七)	瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るっぽ又はほうろう	(十六) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るっぽ又はほうろう
(十八)	スプリングハンマーを使用する金属の鍛造	(十七) ガラスの製造又は砂吹き
(十九)	伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワット以下の原動機を使用するもの。	(十八) 絵具又は水性塗料の製造
(二十)	(一)から(十九)までに掲げるもののほか、安全上若しく	(十九) 出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの。

(一)	準工業	は防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利用を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業。
(二)	火薬類取締法(昭和二十五条法律第百四十九号)の火薬類(玩具煙火を除く。)の製造	四 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの。
(三)	マッチの製造	(一) 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物の製造(政令で定めるものを除く。)を當む工場
(四)	ニトロセルロース製品の製造	(二) 火薬類取締法(昭和二十五条法律第百四十九号)の火薬類(玩具煙火を除く。)の製造
(五)	ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造	(三) ニトロセルロース製品の製造
(六)	合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造(漆又は水性塗料の製造を除く。)	(四) ニトロセルロース製品の製造
(七)	引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造	(五) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造
(八)	乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造	(六) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造(漆又は水性塗料の製造を除く。)
(九)	木材を原料とする活性炭の製造	(七) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
(十)	石炭ガス類又はコークスの製造	(八) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
(十一)	可燃性ガスの製造(政令で定めるものを除く。)	(九) 木材を原料とする活性炭の製造
(十二)	塩素、臭素、ヨード、硫酸、塩化硫黄、堀化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリウムを原料とする飼料の製造	(十) 石炭ガス類又はコークスの製造
(十三)	塗料の吹付	(十一) 可燃性ガスの製造(政令で定めるものを除く。)
(十四)	亞硫酸ガスを用いる物品の漂白	(十二) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製水又は冷凍を目的とするものを除く。)
(十五)	骨炭その他動物質炭の製造	(十三) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製水又は冷凍を目的とするものを除く。)
(十六)	セロロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工	(十四) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製水又は冷凍を目的とするものを除く。)
(十七)	絵具又は水性塗料の製造	(十五) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製水又は冷凍を目的とするものを除く。)
(十八)	スプリングハンマーを使用する金属の鍛造	(十六) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製水又は冷凍を目的とするものを除く。)
(十九)	伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワット以下の原動機を使用するもの。	(十七) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製水又は冷凍を目的とするものを除く。)
(二十)	(一)から(十九)までに掲げるもののほか、安全上若しく	(十八) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製水又は冷凍を目的とするものを除く。)

リ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアノ化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグセトアニリドの製造

(十四) たんぱく質の加水分解による製品の製造

(十五) 油脂の採取、硬化又は加熱加工(化粧品の製造を除く。)

(十六) フックチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成纖維の製造

(十七) 肥料の製造

(十八) 製紙(手すき紙の製造を除く。)又はパルプの製造

(十九) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製

(二十) アスファルトの精製

(二十一) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜、産物又はその残りかすを原料とする製造

(二十二) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカルバイトの製造

(二十三) 金属の溶融又は精練(容量の合計が五十リットルを超えないる時は若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)

(二十四) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉碎

(二十五) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業(クラインダーを用いるものを除く。)、びよう打作業又は孔^{あな}埋作業が四キロワットを超える原動機を使用するもの

(二十六) 鉄釘類又は鋼球の製造

(二十七) 伸線、伸管又はロール^{あらわし}を用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの

(わ)	工業専 用地域	建築物 内に建 築し てはな い建 築物	工業地 域内に建 築し てはな らない 建築物	(を)
に類するもの	住宅	一 (を) 項に掲げるもの	一 (を) 項に掲げるもの	(二十九) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造
食店	三 共同住宅、寄宿舎又は下宿	六 病院	七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	(三十) 石綿を含有する製品の製造又は粉碎
図書館、博物館その他これらに類するもの	四 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	五 物品販売業を営む店舗又は飲	（三十一）（二）から（三十）までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業	(二十八) 錫機械（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造

る同表(は)欄に掲げる距離の適用に関し必要事項は、次(一)(三)。

四 用 途 指 定 地 域 の 区 域 の 内 容	三 業 地 域 又 は 商 業 地 域 、 準 居 地 域 、 近 隣 居 地 域 、 居 地 域 、 第 一 種 住 居 地 域 、 第 二 種 住 居 地 域 、 住 居 地 域	二 第一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域
イ メが高軒 」七さの ルメー ー・ト 五	建築物を高さが十 メートルを超える	高さが十 メートルを超える建 築物
ト 五 メ 六 ル メ 一 ・ 又	ト 五 メ 六 ル メ 一 ・ 又	ト 五 メ 六 ル メ 一 ・ 又
(一) に区域(三時間) 内道の間	(一) 間四では区域内の時間 時、つ内の間	(一) 間に区域(五時間) 時は、つ内の間
(二) に区域(二時間) 内道の間	(二) 間三では区域内の時間 時は、つ内の間	(二) 間に区域(四時間) 時は、つ内の間
(三) に区域(二時間) 内道の間	(三) 間に区域(五時間) 時は、つ内の間	(三) 間に区域(四時間) 時は、つ内の間
(四) に区域(二時間) 内道の間	(四) 間に区域(五時間) 時は、つ内の間	(四) 間に区域(三時間) 時は、つ内の間
(五) に区域(二時間) 内道の間	(五) 間に区域(五時間) 時は、つ内の間	(五) 間に区域(二時間) 時は、つ内の間

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとす る。	口									
	物建えをトメが高 築る超ル丨十さ トルメー	築の以が階除階は物建えを下 建上三数くを地又築る超ル								
	(三)	(一)	(一)		(三)	(一)		(三)	(一)	
間)四 時 間)	に区域 内)五 時間)	間)三 時 間)	に区域 内)四 時間)	間)二 時 間)	に区域 内)三 時間)	間)四 時 間)	に区域 内)五 時間)	間)三 時 間)	に区域 内)四 時間)	間)二 時 間)
ては、 つ内 の間)	道の 内)五 時間)	ては、 つ内 の間)	道の 内)四 時間)	ては、 つ内 の間)	道の 内)三 時間)	ては、 つ内 の間)	道の 内)五 時間)	ては、 つ内 の間)	道の 内)四 時間)	ては、 つ内 の間)
ては、 つ内 の間)	道の 内)五 時間)	ては、 つ内 の間)	道の 内)四 時間)	ては、 つ内 の間)	道の 内)三 時間)	ては、 つ内 の間)	道の 内)五 時間)	ては、 つ内 の間)	道の 内)四 時間)	ては、 つ内 の間)